

平成28年第2回足寄町議会定例会議事録（第2号）

平成28年6月15日（水曜日）

◎出席委員（13名）

1番 熊澤芳潔君	2番 榊原深雪君
3番 多治見亮一君	4番 木村明雄君
5番 川上初太郎君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 高道洋子君
9番 高橋健一君	10番 星孝道君
11番 高橋秀樹君	12番 井脇昌美君
13番 吉田敏男君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
消防課長	大竹口孝幸君
福祉課長	丸山晃徳君
住民課長	沼田聡君
経済課長	村田善映君
建設課長	阿部智一君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	佐々木雅宏君

◎教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	藤代和昭君
教育次長	寺地優君

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	上田利浩君
-----------	-------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	大貫裕弘君
事務局次長	阿部泰子君
総務担当主査	西岡潤君

◎議事日程

- 日程第 1 意見書案第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書＜ P 3 ～ P 3 ＞
- 日程第 2 一般質問＜ P 3 ～ P 4 3 ＞

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 皆様おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。2番。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 6月10日に開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日、6月15日は、最初に意見書案第2号について総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査といたします。

次に、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 意見書案第2号

○議長（吉田敏男君） 日程第1 意見書案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

本件につきましては、条例第65条第3項の規定により提案理由の説明を省略いたします。

ただいま議題となっております、意見書案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にすることにしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号地方財政の充

実・強化を求める意見書の件は、総務産業常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告をお願いいたします。

◎ 一般質問

○議長（吉田敏男君） 日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

9番高橋健一君。

○9番（高橋健一君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

一般質問の内容は二つであります。

一つ目は足寄町の社会福祉政策について、二つ目は里見が丘公園整備基本計画についてであります。

まず最初に、足寄町の社会福祉政策についての私の質問にお答えをいただきたいと思っております。

足寄町の社会福祉政策について。

（1）特別養護老人ホーム（あゆみの園）の現状について、次のことをお伺いしたい。

①利用定員、現在の利用者数、利用者の平均年齢、利用者の要介護度、②利用料金（費用）、③待機者数、④施設理念は「コミュニケーションを大切に、相手の立場に立った質の高いサービスの提供できる施設づくり」となっていますが、理念どおりのサービスが行われているのかどうか、⑤あゆみの園独自のサービスの特色は何かをお伺いしたい。

続きまして、（2）超高齢化社会を迎えて介護施設の不足が懸念されるが、特別養護老人ホームの増改築または移転新築の考えはないかお伺いしたい。

続いて、（3）富山型デイサービスについて。

これは、民家を改修した小規模な建物で対象者を限定せず高齢者も子供も障害者も一緒に暮らすという新しい発想のデイサービスですが、このようなサービスをどう思うか感想

をお伺いしたい。

まず、第一の項目はこれだけでございます。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 高橋健一議員の足寄町の社会福祉政策についての一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の特別養護老人ホームの現状に関する御質問でございますが、いずれも6月1日現在で、一つ目の利用定員は56名、現在の利用者数も56名、満床の状況でございます。利用者の平均年齢は88.5歳、利用者の要介護度は要介護3が17名、要介護4が18名、要介護5が21名で、平均介護度は4.07でございます。

二つ目の月額の利用料金は、所得と要介護度により算定されますが、最低額が約3万2,000円、最高額が約11万9,000円、平均額が約5万6,000円となっております。

三つ目の待機者数につきましては、名簿登録者数は21人でございますが、常時の医療行為が必要なため現時点で特別養護老人ホームでの受け入れが困難な方や、自宅での生活がまだ可能とのことで入所順が来ても保留をされる方等もおります。実質的な待機者数は数人程度と見込まれております。

四つ目の「コミュニケーションを大切に、相手の立場に立った質の高いサービスが提供できる施設づくり」という理念どおりのサービスを行っているかとの御質問につきましては、コミュニケーションをとることが非常に困難な利用者もおられますが、利用者と御家族、そして職員間で可能な限り意思疎通を図って信頼関係を育み、我が家としてぬくもりのある生活を送っていただけるような施設づくりを進めております。

5点目のあゆみの園の独自サービスの特色につきましては、職員が一丸となって利用者と一緒に生活をとるケアを目指し、平成18年6月からユニットケアへの取り組みを開始

しており、当時は先進的な取り組みとして注目されたこともあり、明るく住みよい生活を安心して送ることができるよう一人ひとりの人権を尊重した気配り、ぬくもり、安らぎを意識した地域に開かれた空間づくりを進めており、さらに医療との連携強化を挙げさせていただきますが、4人部屋を中心とした集団ケアが前提の古いタイプの施設構造であることから、理想とするユニットケアの運用には支障が多く、職員の苦勞も多いところであります。

続きまして、2点目の特別養護老人ホームの増改築または移転新築につきましては、現施設は昭和50年に新築後、増築や大規模改修、設備更新等を行い現在に至っておりますが、老朽化が進み、また、建物の構造や設備等の関係から現在主流のユニットケアの運用や効率的な運用に制限があり、足寄町における保険、医療、福祉の連携を進める上でも特別養護老人ホームの早期のリニューアルが必要と考えており、現在の定員である56人程度の施設更新を想定した検討を進めるよう福祉課に指示をしております。

施設更新の検討には、現施設改修の適否、施設規模、建設予定地、地域密着型特別養護老人ホーム導入の適否、設置主体と運営主体、財源計画、目標整備年次等について住民ニーズの把握、町内の医療・福祉・介護関係機関との協議、他町村における類似施設の整備状況、北海道や国との協議を初めとしたさまざまな検討、協議、調整が必要となりますが、昨年度の文教厚生常任委員会の所管事務調査報告「介護施設の現状について」の内容も踏まえて、足寄町の高齢者福祉施策のさらなる充実のための検討を進めることとしております。

3点目の富山型デイサービスに対する感想はどの御質問でございますが、「いつでもだれでも受け入れ可能」「家族のように過ごせる第2の我が家」「近所の家遊びに行く環境」といった小規模、多機能、地域密着型のデイサービスで、認知症のお年寄りが小さな

子供の見守りをしたり、障害のある方がお年寄りのためにお手伝いをするなど、生活上の相乗効果が高い形態と認識をしております。

これまでの縦割り福祉の枠を超えた、最近注目されている「ごちゃまぜ、共生の福祉」として、本町が現在進めている「いくつになっても一人になっても安心して暮らせる支え合いのまちづくり」や地方創生の充実と広がり期待できる取り組みになる可能性が高いものと考えており、研究させていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、高橋健一議員の1点目の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

9番高橋議員。

○9番（高橋健一君） 丁寧な御答弁、ありがとうございます。

意外と待機者が少ないのでほっとしておりますけれども。

足寄町内の旭町にあるグループホームうらら花さん、ママサポートえぶろんさんが経営されているグループホームのうらら花さんというすごく評判のいいグループホームがあるのですけれども、ベッド数は9床、待機者は10名を超えると。20人に迫る待機者がいるというふうに聞いております。

こういう待機者は今どのような状態で放置されているのか。

放置されていると言ったら申しわけないですけれども、相当待ちくたびれているのではないかと思うのですけれども、その待機者に対する今の状況、わからないでしょうか。その辺をちょっと説明願いたい。わかる範囲でお願いしたいのですけれども。よろしく願います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（丸山晃徳君） 福祉課長でございます。

介護保険施設、さらにグループホーム等の待機の方は、これまではとりあえず申し込みというのがかなり多くて、それが例えば施設

のほうでいいますと、特別養護老人ホームでいいますと、平成27年から要介護3以上の方という形になって、利用者の申込者の方も減っていると。

さらに、帯広市内ですとか近郊でもその地域密着型の老人ホームですとか、さまざまな居住ができる施設型の入所のほうにシフトしてきました、かなり減ってきているところが事実です。

それで、グループホームの待機者につきまして、個々の方の状況というのを福祉課のほうで把握しているところではございませんが、差し迫って必要な方というのは今役場の北側でございます、高齢者複合施設ですとか、必要な緊急的な部分については対応をされていて本当に差し迫った施設への入所を望まれている方というのはかなりなくて、あと福祉課のほうでもそのような情報があれば、逆にグループホームの方からこういう方がまだ本当に在宅の生活は難しいので何とかしてくれというような形で御相談いただければ対応をしているというところで、状況としてはそのような状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋議員。

○9番（高橋健一君） ありがとうございます。

確かに、他町村に比べて足寄町というのは非常に老人の方に手厚いのですよね。そういうことは自分でいろいろ今回調べていてわかりました。すばらしい介護をなされているのではないかと。

しかし、その中であふれてくる人たちもいますので、そう安心ばかりはしていただけないというのが現状ではないかと思えます。

いわゆる今高齢者、団塊の世代が日本を支えて頑張ってきて、ちょうど今団塊の最後が今65歳以上の高齢者になるわけですがけれども、一時は老人、金持ちだから日本は大丈夫なのだ。若い人、年寄りの金で食っていけるから大丈夫ですよというような認識でいたのですけれども、いつどういふふうにか

わったのか知りませんが、最近聞く言葉は老後崩壊とか下流老人とか、いや、とんでもないことになってしまったのだと。一生懸命やった人たちがこんなに苦しみにあわなければいけないのかと、非常に何か心苦しい、そういう残念な私は思いをしているのですけれども。

それはこっちに置きまして、新しく老人ホームをつくると。

しかし、その老人ホームもびっくりしたのですけれども、調べて見ますと、都会になると、いわゆる有料の老人ホームになると、まず1,000万円、2,000万円をまず払って、そして一月20万円、30万円、そういうお金をまた月々払っていかなければいけないような有料の老人ホームがたくさんあるのですよね。誰が入るのだからよくわからないですけれども。非常に驚きを持って見えていますけれども。格差なのでしょう。

それはまたこっちに置くのですけれども。

やはり今の特老も大分老朽化しているようですし、最近ユニットケアというのですか。一つ10人ぐらいのまとまりの中でケアをしていくという、いわゆる行き届いた介護という形で先進的に足寄も取り組んでいるということで大変なのでしょうけれども。やはりそうなると、スタッフの方々もたくさん必要になってきますし、やはり一つの施設の形態もかえていかなければいけないのではないかなと。

しかし、国の方針が箱形ではなくて在宅介護ですから、なかなか補助金を取るのも大変なのではないかと思いました。

ちょっと自分なりにざっくりと試算してみたのですけれども、今のむすびれっじですね。むすびれっじが大体全部で1万7,310平米ということになりますか。坪数にすると524.5坪、かかった費用が、建築費用が6億4,000万円かかっていますね。

これを特老に与えますと、特老まだ広いのですよね。特老のほうが広いのです。特老は大体坪数に直して635坪ありますから、む

すびれっじの1.2倍になる。そこでざっくり試算しますと、やっぱり8億円ぐらいのお金がかかるのではないかと、そういうふうに勝手に試算をして。これ、合っているかどうかわからないのですけれども。そうすると、これまた国から補助をもらうということになると大変になるし、自己資金も大変な額になるのではないかと。

結局、結論は、では介護保険を上げるのか。これはちょっと難しいですね。介護保険も今どのくらいになっているかという、足寄は大体65歳以上で5,000円を超えていますし、新聞紙上で言われているのは25年度に平均8,000円ぐらいになるのではないかと。さらに特老つくるということになると、また1万円、1万2,000円のそういう介護保険料が考えられるのかと。これはとんでもない話でありまして。

そこで一つの案としまして、甘い考えかもしれないかもしれませんが、今都会では介護が必要な老人がたくさんふえている。介護疎開と言われてはいますが、そういう人たちをうまく利用して。足寄さんは老人に対してすごく手厚いケアをしていますから、ぜひ安久津町長さん、お願いしますと。東京のそういう介護の人たちの面倒を見てください、足寄町だったら任せますよと。そのかわりお金出しますよなど、そういうような時代になってくるのではないかと。そういうことに対する受け皿といますか、そういう受け入れる気持ち町長さんにあるのかを聞きたい。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

いろいろお年寄りの施設、いろいろな種類があるわけでございます。お話の中でいろいろ有料老人ホームですとか、それからグループホームの関係、もっと言えば特別養護老人ホーム等々あるわけでありまして。

まず、有料老人ホームというのは、主流は民間の方がやって事業展開をしているという

のが多いのですが、どこの層をターゲットにするかですよね。

もっといえば、有料老人ホームというのは、通常の老人ホームというのは、もっと平たいわかりやすい言葉でいえば老人アパートみたいな感じです。ですから、自立して生活ができる人、介護の必要のない人ということです。

最近では、介護付きの老人ホームというのも事業展開されているということも聞いておりますけれども、まずそういう施設がある。

私の頭の中では、そういう意味では老人アパートといいますか、これ聞こえがいいかどうかは別にして、そういう施設もやっぱり必要なのかなと、こんな考えもありますし、それから、特別養護老人ホームはやっぱりもう建てかえの時期に来ているということでもあります。

今の形態のままを建てかえということは考えておりません。可能性としては、やっぱり地域密着型がいいのかなと、それから、ユニットケアがきちんとできるような施設がいいのかなと、そんなことも含めてあります。

それから、もっといえば定員の問題でいきますと、これは院長先生なんかとも相談しなくてはいけないというふうに思っていますけれども、私の個人の思いとしては、これから特別養護老人ホームに入所が必要な方がふえていくのかどうかということ。

私はむしろ本人の意思にかかわらず、ある日突然、認知症という問題にぶつかるわけです。全員が全員なるというわけではありませんけれども。

むしろ、その認知症の方々、これは私も私の親父で経験していますから、これはなんぼ在宅でといたってこれはもう限界ですよ。あるわけです。

今現在、足寄町では先ほども議員からお話あったようにNPO法人がワンユニット9人の定員でやっています。それから、むすびれっじのところに町のほうでグ

ループホーム。これもワンユニット9床つくりました。

むしろ、そこの兼ね合いで地域密着型にして特別養護老人ホームの定員、それからグループホームのこれからの展開、もうトータル的に考えて方針を決めていかなければいけないのかなと、そんな思いをしております。

そのことを含めて現課のほうに早急に検討をしていこうということで指示を出しているということでもあります。

後段の質問の都市部からの介護者の受け入れということでもあります。

これ、まさしく今、国が地方創生ということによっております。人口減少社会にどう講じていくのかということと相まって、実は、首都圏、とりわけ東京なんていうのはもうとんでもない状況になっているのです。介護が必要なお年寄りがどんどんふえているけれども、それを受け入れる施設が全く不足をしている。

当然、行政ができることというのは限りがあるということも含めて、いろいろな火災が起きたとかいろいろな新聞報道されるわけです。これは、無届けの介護施設なのです。これは行政知らないのかといたら、知っていますよ、これ。

結局もう手が届かないという中で、これ黙認をしていかなければいけないという状況なのだろうと私は思っているのです。

やっぱり、いろいろ危険が伴うだとかいろいろなことがあるのですけれども、それからサービスの状況もそんなに介護職員を手厚くなんか配置できませんから。

しかし、そこではやっぱり安さの問題と、それとあともう自宅では面倒を見切れないという、ここにぶつかって、ある意味やむなくそこにお世話になっているというか、逆にいえば救いの場になっているという側面もあるのだというふうに思っています。

そこで、またこれは大変な状況になっていきますから、国も号令をかけてそれぞれ地方には施設も含めて一定程度あるだろうと、もっ

と受け入れできる可能性があるのではないかと、こういうこと。

いわば、人口減少にそれぞれの地方が講じていくためには、一つ目は高齢者の受け入れ。これ、総スカン食らいました。全国の自治体から。すなわち、受け入れをするに当たってはやっぱりまず施設整備も必要だろうと。それから、もう一つは介護職員が全く不足しているのではないかと。こういうことも含めて総スカンというか大ブーイングが起こったのです。

そこで、国がちょっと方針転換したのは、早いうちから地方移転ということに最近かわってきています。介護が必要になってから移転というのは難しいと。だから早いうちから。

では、早いうちからとなっても、これまた問題出てくる。働く場所がないのではないかと、こういう問題です。それが一つです。人口減少との社会。

それともう一つは、都会の生活困窮者、これも受け入れできないかというこういうことでもあります。この二つが今の地方創生の国のいっている特効薬みたいなこんな話になっていきますけれども。

そこで、ちょっと横道逸れましたけれども、その受け入れをできる可能性あるかということですが、これはよほど慎重に考えなくてはいけないというふうに思っています。否定は全然する気はありません。

それには、やっぱり施設整備をどうしていくのか、それから当然これは介護保険にもはね返ってくる話なのです。

議員仰せのとおり、施設を一つつくるということになれば、やっぱり保険料がどんと上がるということです。グループホームをつくる時に試算をしたのですが、ワンユニット9床つくれば保険料に七、八百円ぐらいはね返ってしまうのです。ただし、そこで保険料ももうこれは全国の自治体で5,000円を超えたらもう限界だよという話をずっとやってきています。

ですから、ここの保険料を抑える。すなわち、サービス料がどんどん出ていくわけですから。これは、基本的なコンセプトは自賄いしなさいということですから、地域の中で介護が必要な経費、それについてはもちろん国や道もお金は出すけれども基本的には保険料で賄えということですから。

これもまたちょっと横道逸れて申しわけないのですが、国民健康保険、この会計については一般会計から助けることはできるのです。わかりやすく言うと。介護保険会計はそれができません。これは、北海道に基金を積んでいまして、1年間の収支合わなかったらそこから借入れをしなさいと。翌年度、もっといえば返していきなさいということですよ。それが介護保険料を納めてもらって返せということですから、これは制度的に非常に単純といえば単純なのですけれども、運営をしていく上では大変難しい課題もあるということでございます。

そんなことを含めてただららとお話していますけれども、受け入れについては否定をする気はありませんけれども、しかし、そのためには乗り越えなければならない課題というのがたくさんあるのだという、そんな認識だということでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋議員。

○9番（高橋健一君） ありがとうございます。

大体そういうような返事が返ってくるなど思っていましたけれども、介護保険に関しては本当に非常に困った状態になっているようですね、国のほうも。

今、介護保険料を滞納して資産の差し押さえ処分を受けた方がもう60歳以上の高齢者で1万人を超えたのだそうです。

非常に大変な状況になっていますよね。

それで、今大体、町長、5,000円以上が限度と言っていましたけれども、まだ試算では25年度には8,000円程度になるのではないかと。これうなぎ上りでどんどん上

がっていくことが懸念されていくわけで、非常にゆゆしきことだなど、年寄り早く死ぬということかと、そういうふうに怒りたくなりますけれども、そういうようなことが現状にあっているようですので、ここもやっぱり町としては何とか対処していく必要があるのではないかと思います。

それから、今特老の特徴としてユニットケアと。これ、本当にすばらしいケアですし、それだけ人員も必要なのかなと、職員の方も大変なことになるので本当にユニットで一つにまとまっているいろいろなことをケアしていかなければいけないわけですから大変です。

そして、27年度からですか。介護度の高い方が特養に入るようになってきますと全部の介護が必要ですね。食事の介護から排泄物、全部やらなければいけないわけですから本当に大変な仕事だと、そういうふうに思っています。

その中で、それでもやはり業者さんの気持ちを本当に大事にしたいと、そういう思いがありますので、もう介護の方に関しては本当に心を尽くして一生懸命やっていただきたい。

何か最近ですと、介護は大変、3Kとか、給料安いとかいろいろなことが言われて介護職員になる方がいらっしやなくなるのではないかという、そういう危惧をしておりますけれども、何とかスタッフの皆様頑張ってくださいたい。

先日、むすびれっじで第1回の医療・介護連携実践発表会というのがありまして非常に勉強になりました。非常にすばらしい会議であったと思います。

その中で、スタッフさんの方から一つの事例が発表されまして、いわゆる胃瘻で医療機関にかかっていた方が、いわゆる足寄のむすびれっじの介護職員さんの温かいそういう対応の仕方によって、自分で物が食べられるようになって元気に今むすびれっじに通われているそうです。やはり介護というのは人だと、そういうふうに発表がありまして、涙が

出そうになる感動の発表だったなと思います。

しかし、それが全てにわたって行き渡ることではないのかもしれないけれども、そういう気持ちで大いに接していただきたいと思っています。

次ですけれども、次は富山型のデイケア、デイサービスについてなのですが、これ実は、今月の3日に、私事になるのですが、これも、富山から友達がやってきました。富山の市役所の勤務をされていて、もう定年になりましたけれども、時間が余ったということで遊びに来てくれました。奥さんは社会福祉法人の今は保育園の園長さんをされているのですが、いろいろ福祉のことでお話をいただく機会がありまして、そのときに富山型のデイサービスについて説明をいただきました。なかなかすばらしいですよ。動機がすばらしいのです。

始まったのは、赤十字病院に勤めていらっしやった3人の看護婦さんから出発をしているのです。民間なのです。行政が立ち会ったのではなくて、むしろ行政が最初壁になったのです。そんなことできるわけないとか。

しかし、看護師さんたちが、この人やっぱり福祉の何か鏡みたいな人ですけれども、やはり最初のコンセプトというか考え方は何かということ、お年寄りの方が家で死にたいと言っているのに大半の方が願いかなわず家ではなく老人施設で亡くなられたことに憤りを感じました。家で死ぬことを願っているお年寄りをどうにか手助けできたいという、そういう思いから始まったケアであります。

これがまたすばらしいのは、やっぱり民間でなければできない知恵なのかもしれませんけれども、お年寄りもオーケーなのです。障害を持っている方もオーケーなのです。それから、学生さんもオーケーなのです。

そして、大体ユニット15人ぐらいのまとまりの中で、例えば、障害者の方4人、老人の方9人とか、健常者の方2人ぐらいで成り立っているのですよね。

そして、事例といたしまして、徘徊を繰り返していた高齢の方が毎日来る赤ちゃんを見て徐々に落ち着き会話も自然になると、そういうふうな事例があるのだそうです。今までは全然暗い顔をしていたおばあちゃんが。いわゆる預かっていた子供ですね。お母さんが子供をそこに預けていくわけですね。そして、仕事に行く。その間、子供をおぶって面倒を見ることによっておばあちゃんの認知度というのがすごく軽くなったと、明るくなったと、笑顔が出てきたということなのですよね。これはすばらしいものではないかと、そういうふうに関心をしたわけです。

大体、最初は自分たちがもう勝手にやっただけだということだったのですけれども、今は富山県の中で同じような事業が45ぐらいあるのだそうで、もう富山を代表するデイサービスになっているそうです。

しかし、こうやっているといいことばかりでデメリットの部分がちょっと伝わってこないのですが、私これすごく興味ありますので、今度自分で富山に行ってこの目で見てみようと思います。

足寄町は東京都と違って政務調査費がありませんので、それを私は自腹で行って研究してきましたと思っています。この富山型ですけれども、大体、住宅改修ですよ、空き家対策にもなるのです。空き家があって、その空き家に15人ぐらいですかね。10人から15人ぐらいの一つのユニットで生活をするのですよ。そうすると、介護の人がお年寄りの癒やしの場所にもなるし、障害を持っている方の癒やしの場所にもなるし、子供も来るしすごくいいですよ。

それで、大体行政の支援というものをちょっと調べてみたら、大体、住宅改修で例えば基本額500万円かかるとしますと、200万円は県から出るので。それから、残り200万円は市から出ます。あと200万円は自己資金ということになりますけれども、そのような感じで3分の2は行政が出してくれますので、かなり広く面倒を見ること

ができるのではないかと。

これは、特養なんかつくるよりもずっと安上がりだし、しかし、心温まる、そういうようなユニットではないかと、そういうふうに思っていますけれども、まだまだ勉強不足ですので、これからまた富山のほうに行ってきたら調べてきたいと私は思っています。

あとは、言いたいことはたくさんあったのですが、先ほども言った、特別養護老人ホームの新築に関してはちょっとまだ時間がかかりそうでありますので、何か地域型のそういうサービスというものを中心にお考えになったらどうかと思うのですが、町長、私の意見はどうでしょうか。感想をよろしくをお願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

私も勉強不足で富山型、詳細は承知していませんが、ただネットや何かで調べた中では本当にすばらしい取り組みだなと思っています。

これは、議員仰せのとおり、この取り組みは行政ではなかなかできないというふうに思っています。

我が町でも現状のデイサービスでいきますと、特養の横に、これも社会福祉協議会にお願いしていますけれども、ここでデイサービスを繰り返している。そして、ここで小規模、多機能でデイサービスをやっている。それから、NPO法人もやっていたという。それから、地域でいきますと、螺湾、大誉地、そして一時期休止していました上利別も、これは生きがいデイということで再開をしております。

形はいろいろな形があるのだというふうに思っているのです。足寄の街の中だけにつくればいいのかというと、そこに通って来ること自体も大変なわけですから、この小規模・多機能は送り迎えつきですけれども、形としてはできるだけ近くのところでそういう事業が展開できれば一番いいのかなと、そん

な思いをしています。

私、本当にそういう思いが出てくれば支援なんていうのは全然惜しむつもりはありませんし、本来は行政がしなければいけない分野をそういう民間の方々担っていただけるというのは、これはもう大変ありがたいことあります。

ただ、本当にまさしくお話を聞く限りでは3名の看護師さん、すなわち、これはもう医療関係のプロでありますから、そこから発展していっているということでもありますから、なかなかだれでもできるのかというと、これまた非常に難しい問題もあるのだろうなというふうに思ったりもしております。

本当にそういう形が実現できれば本当にすばらしいですし、ある意味、理想なのかなと。いわば、地域力で地域のお年寄りや障害のある方、子育ても含めて、支え合うというのはこれはもう本当に理想の形かなというふうに思っていますけれども。

これ、ぜひ議員、勉強した暁にはぜひ情報もいただきたいなど、こんなことをお願いしておきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋議員。

○9番（高橋健一君） 町長におだてられましたので、私も一所懸命勉強して町のために頑張っていきたいと思っております。

最後に一つあるのですが、先ほどの私の友達の奥さん、保育園の園長さんでありますけれども、こういうことをおっしゃっていました。

保育士大変だから3Kだよと、それから給料安いよと、あんまりそういうことを言わないでくれと。なぜかというと、余りそういうふうなことを皆さんがおっしゃると、入ってくる人がいっしょらなくなる。残っている人が大変なのだよということを伺ってきましたので、やはりこの介護のほうも同じで、介護は3Kで大変でもうひどいよと、来るのではないと、そういうような発想では困るわけで、やっぱり夢も希望もある職業なのだよと

いうことを何とかそういうことをいって集めてもらわなければ困る。本当に介護をやる方がいっしょらなくなるという。決してそういうことでもないし、やはりやりがいもある仕事だよと。それが介護や保育の仕事ではないかと、そういうことをおっしゃっていましたので、ここで最後にお伝えしておきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

それでは、2番目の問題に入ります。

里見が丘公園整備基本計画について。

(1) この事業は、平成26年から31年にわたる10億円の資金を投入する大規模な事業ですが、この事業のコンセプトは何か。また、この事業に対する町長の思い入れと意気込みをお聞かせ願いたい。

(2) この事業の財源の内訳をお伺いしたい。

(3) この計画の概要は、広報あしよろで既に周知済みですが、計画の中にある遊歩道、コテージ、バーベキューハウス、遊具等が既存の遊歩道、コテージ、バーベキューハウス、遊具等とどのような違いがあるのか、またどのように差別化されているのかをお伺いしたい。

4番目、この計画の中で、ネイパルあしよろは町外からの集客力の点から見て重要な位置を占めていると思っておりますが、どのようにネイパルあしよろと連携していくかをお伺いしたい。

(5) 番目、里見が丘は自然豊かな里山で町民はここで山菜採り、ウォーキング、パークゴルフ等を楽しんでいます。工事中は立ち入りが制限されるのでしょうか。

以上の質問にお答えをお願いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 里見が丘公園整備基本計画についての一般質問についてお答えをいたします。

1点目の里見が丘公園整備事業のコンセプトでございますが、豊かな自然環境の活用、

健康づくり、観光振興に寄与する里見が丘の森を整備テーマといたしまして、一つ目として公園施設の長寿命化、二つ目として四季を通じたレクリエーションの場の提供、三つ目として出会いの森の自然資源の有効活用、4点目として公園と市街地のネットワーク化、5点目として住民参加型の公園管理、この五つの整備方針により事業展開を行うこととしております。

市街地に隣接する当公園整備区域は、面積115ヘクタールで各種運動施設はもちろん、遊具などの遊戯施設やキャンプ場などの休養施設等を有する総合公園として、また、自然環境に恵まれた出会いの森は、山菜採りや散策など多くの皆さんに親しまれている本町にとって貴重で自慢の空間であると自負をしているところであります。

しかしながら、整備後35年が経過をし、老朽化や利用者ニーズに合致しない施設もあることから、利用者目線に立った施設の更新、再配置は急務であり、可能な限り短期間により多くの方々に愛され親しまれる公園再整備をなし遂げたいと考えております。

2点目の財源内訳でございますが、計画段階においては総事業費おおむね10億円のうち国からの交付金を約4億7,000万円、起債、これは過疎債を4億8,000万円、残額5,000万円を町単独費で賄う計画としております。

3点目の既存施設等と計画施設との違いについてでございますが、施設の種別に大きな違いはなく、老朽施設の長寿命化対策や利便性向上を図るため、既存遊具数を集約して設置場所の変更や総合体育館前から旧青少年会館までを車両通行できる園路に整備をしたり、バーベキューハウスを総合体育館横に設置をし、キャンプ場のコテージを旧青少年会館周辺に設置するなどの計画としております。

4点目のネイパルあしよろとの関係ですが、平成26年度の基本構想作成段階から検討委員会の委員として貴重な御意見をいただいております、出会いの森を中心に園内を周遊す

る遠路整備など通年利用化などを計画しているところであり、今後もネイパルあしよろとの連携を図りながら森の観察会や森の整備実習などに取り組んでいきたいと考えております。

5点目の工事中の立入制限についてでございますが、既存施設の更新や配置変更で大型機械による工事となることから、工事箇所への立入制限や既存施設の利用制限をお願いすることになると考えております。

以上、高橋健一議員の一般質問に対する答弁とさせていただきますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

9番高橋議員。

○9番（高橋健一君） ありがとうございます。

里見が丘公園整備基本計画のコンセプトは、豊かな自然環境の活用、健康づくり、観光振興に寄与する里見が丘の森などとすばらしいコンセプトだと思います。

私なりに考えたのは、いわゆる足寄町のすばらしいこの自然の付加価値を高める。そういう感じかなというふうに考えていましたけれども、町長のほうがいいかもしれません。

この里見が丘ですが、私もよく里見が丘に何度も入ります。山菜採りも行きますし、そして四季折々景色がすばらしいのですよね。今はツツジですかね。ツツジが物すごくきれいですよね。春は桜。桜が物すごくきれいですし、秋の紅葉もまたすばらしいのです。

私はこの里見が丘はちょっと身びいきが強いかもかもしれませんけれども、日本一の観光スポットだと、こういうふうに思っております。

だから、こういう自然をこの計画の中でも生かしてもらってすばらしい公園整備をしていただきたいと、そういうふうに私は願っている次第であります。

動物もたくさんいますし、いつぞやは本州の方がいらしていろいろと散策してがちゃがちゃやっているのです。土掘ったりし

ているのです。何やっているのだろう、あやしい人だなとか、山菜泥棒かなと思いましたがけれども、違うのです。非常に里見が丘には非常に新種の治虫、手塚治虫の治虫さんが大好きだった治虫ですけれども、その新種がいるのだそうで、チョウチョウも私はよくわからないのですけれども、チョウチョウも何か珍しいチョウチョウがいるということで網を持ってその辺を走り回っている変なおじさんがいましたけれども。

私もあの森で見たのは、エゾシロチョウの羽化なのですけれども、爆発的に羽化するのです。どんと。もうすばらしい幻想的なあの景色を見ることができますので、もしもそういうマニアの方に知れたらバスを連れて来てしまうのではないかと、余り来てもらっても困るなというふうに思っていますけれども、やはりこの町はすばらしいです。その自然を何とかうまく生かしながら整備計画を進めていただきたい。

大分変わりました。お金のことはよく私もわからないのですけれども、すばらしいものになれば、それだけもとがとれると、私はそう思っています。

さらに、里見が丘は、もっと視野を広げますと、足寄湖ありますよね。あそこの景色もすばらしいです。その足寄湖に面して民間の方でハスカップ園というのをされている方がいらっしゃるのですけれども、あそこもすばらしいところです。

ずっと上がっていきますと、ドライブインの廃屋がありますけれども、あれはちょっと興ざめなのですけれども、何か心霊スポットにでも使ってもらえればこれまた客を呼ぶことができるのではないかと、そんな気もしていますけれども、本当に足寄はすばらしいです。

この前もあの富山の友達が来たときに、もう感動するのですよね。いや、足寄の町はすばらしい景色だと。何かイギリスの景色によく似ているよと。私はイギリスなんか行ったことないからわかりませんが、褒め言

葉なのだと思って受け取っておりましたけれども。

本当に、意外と足寄の町民は知らない部分で外部から評価されている部分がたくさんあるのではないかと考えています。

大いに期待するところではありますが、一つ気になるのは今回の整備計画の中に入っていると思うのですけれども、ネイパルです。ネイパルの存在なのです。

私もあのネイパル、すばらしいなと思うのは杉山所長さん初め皆さんの努力でたくさん仕事を持ってこられて、子供たちがあふれていて、子供たちの笑顔と歓声でわき上がっているすばらしいところです。

そして、遊歩道を歩いていまして子供たちが元気な声で「おはよう」とか「こんにちは」とか声をかけられると、日本もまだ捨てたものではないなど、そういうふうに思っている次第ではありますが、所長さんに聞きますと、なかなか内情は厳しいところがありまして、最初は道立だったのですけれども、今は道立教育局ですか。それから、引き継ぎをして経営をされているのですけれども、今はあのネイパル、8人のスタッフで一生懸命頑張っているのです。そして、年間42本事業を計画して子供たちを集めて、こんなすばらしいところはないなと思っていたのですけれども。北海道教育庁は、管理運営、指定管理者として管理制度の協定を結んで平成28年度で10年になるのだそうです。

その間、道内にある他の指定管理者制度の6施設ともども統合や廃止が検討されてきたというのです。必要ないから潰してしまえという、そういう声が道の中にあるということは非常に残念でちょっと見に来いやと言いたいのですけれども。

なければだめだよと、やめなさいと。とんでもない話で、私はこういう場に立ち会ったら、鎖でも自分で結びつけて絶対反対してやろうと思うのですけれども。

しかし、このネイパルあしよろは今回の整備計画の中にながっちり入れてもらえるという

ことで少し安心したのですけれども。

このネイパルあしよろ、ネイパルのネイはネイチャーのネイで、自然のネイで、パルはペンパルですか。友達、仲間のパル。自然の仲間という、すばらしいネーミングの施設ですけれども。何とか町長、このネイパルをこの計画の中のがっちり中央に据えてこの存続をぜひ担保していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

よろしくをお願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

ネイパルあしよろ、すなわち、道立青少年自然の家でありますけれども、これはもちろん道立の施設であります。

建設当時から足寄町としてもしっかり連携をしていこうということで、最初、里見が丘総合公園の区域ではありませんでしたけれども、ネイパルがつくられるということになって、公園の区域をネイパルの部分も含めて土地区画変更をしまして、足寄町の自然としては施設整備の中でサッカー場、それからパークゴルフ場を整備をして、一般町民はもちろんですけれども、ネイパルの利用者の方々に活用していただくということで、設立当時から連携を図ってきたところでございます。

それから、ネイパルを利用されている利用者の方々については、町の総合体育館の利用ですとか、運動施設の利用についても便宜を図っているということでございます。当然、これからもこの連携はしっかりとっていこうというふうに思っています。

北海道の動きとしては、これは議員仰せのとおり、全道で数カ所あったのですけれども、これはやはり統廃合、すなわち道財政も大変厳しいということもあって、できれば地元で引き受けてくれないかという、こういう意向は今でもあります。

極端なことを言えば、足寄町がああの施設を引き受けたいといえ、すぐにくれるというふうに思っています。

ただ、私の思いとしては、それはそうではなくてやっぱり青少年のやっぱり健全育成という施設で、やっぱり北海道としての役割、責任を果たしていくべきだというふうに思っておりますから、これは道立として引き続き施設運営をしていっていただきたいなというふうに思っています。

今は足寄町の観光協会が指定管理者ということで受けているわけでありましてけれども、これもいわゆる入札みたいな形で年間の計画を出して、そして決定されるということをやっと繰り返してきております。

今現在、指導員の先生も道のほうから派遣されているのですけれども、これ懸念しているのは、そういった部分が一足飛びに民間に処分ということにはならないにしても、指導する先生方の例えば派遣を中止をするだかということになれば、これまた大変な問題になるなというふうに思っていますから、それは常時情報収集をしながら何としても現状維持という形の中で継続をしていただくということで全力を挙げていきたいなというふうに思っていますし。

繰り返しになりますけれども、引き続き、町としてもこの里見が丘公園の活用も含めて連携をしながら、協調をしながら、やっていきたいなと、こんなふうに考えていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋議員。

○9番（高橋健一君） ありがとうございます。

ネイパルの杉山所長から非常に大変な仕事で、それが生きがいがあるから一生懸命やると。しかし、非常に人手不足なものですから、ぜひボランティアで手伝っていただけないかという、そういう要請もありましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、非常に自然豊かな場所で本当に日本に自慢できる里山だと私は思っています。

たまに森の中で熊さんに出会うと大変ですが、この自然豊かな里山をうまく利用しながら整備計画をして観光資源にしたいと、私は非常に期待しているので、どうぞよろしくをお願いします。

今日は長い間、どうもありがとうございます。

○議長（吉田敏男君） これにて、9番高橋健一君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

11時10分まで休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

一般質問を続けます。

7番田利正文君。

○7番（田利正文君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に従って一般質問をさせていただきます。

テーマは、地域循環型経済を目指す取り組みについてであります。

我が町で地域循環型経済を目指す取り組みといえば、住環境整備補助金制度、これが一番新しい、かつ町民の皆さんによく見える取り組みだというように思います。

今回は、この地域循環型経済を目指す取り組みをエネルギーの分野で具体化の中で、雇用の場をつくり出すことができないものかと考え、大きく分けて以下の3項目について伺います。

1点目です。現在、我が町で使われているエネルギーの種類と量、金額などについて。

足寄町で使用しているエネルギーの全体量がどのくらいあるのかを共通認識にしておくことが取りあえずの業務の出発点になるだろうと思いがあまして、3点について伺います。

(1) 現在、足寄町で生産、販売、流通しているエネルギーの種類ごとの量と金額はどのようになっているのでしょうか。

(2) 町外から購入しているエネルギーの

種類ごとの量と金額はどのようになっているのでしょうか。

(3) それらの種類ごとの地域別、業種別、公共施設別の使用量と金額はどのようになっているのでしょうか。

大きい2ですが、これらのエネルギーを小水力・太陽光・バイオマス発電に切りかえることで地域循環、地産地消に近づけることはできないかということでもあります。

ご当地エネルギー、ご当地電力が流行語大賞候補にノミネートされるなど、注目を集めてからしばらくたちます。

2014年6月、会津電力株式会社の佐藤彌右衛門社長がドイツのシエナウ電力株式会社よりシエナウ電力革命児賞を受けています。日本のご当地エネルギーも世界に知られてきたのだというように思います。

日本でも多くのご当地エネルギー・電力がつくられています。国の補助金を使ったエネルギー実証事業として行われ、地位に根づくことができずに、残るのはエネルギーがただけということも少なからずあったように思います。

ご当地電力を具体化する場合の事例を挙げて、下記の4点について伺います。

(1) 足寄川の水を使って旭町地域に必要な電気をつくる、あるいは利別川の水を使って下愛冠地域に必要な電気をつくる、小水力発電をやる場合どのような障壁があるのでしょうか。

(2) 同じことを太陽光パネル発電でやる場合には、どのような障壁があるのでしょうか。

(3) ソーラーシェアリングという太陽光パネルによる発電方法も実証されているようですが、我が町の耕地で使えるのでしょうか。

(4) バイオマスエネルギーセンターの取り組みはどうなっているのでしょうか。

大きい3です。アメリカの先住民族に、この大地は子孫からの借りものという考えがあるそうですが、我が町の森林資源を子孫まで

持続可能な森林業システムを、今を生きている我々の世代が作り残さなければならないと考えています。

北海道とほぼ同じ面積のオーストリアでは、林業労働者とその職場はかつての3Kのイメージはなく、若者のあこがれの職業だという。

林業高校を卒業すれば、林業労働者にはなれるが、森林の適正な管理のために国立の林業研修所で学び、500ヘクタール以上の森林を管理する資格、森林官（フォレスター）、500ヘクタール以下の森林を管理する資格、森林マイスターの資格を取得することによって山の管理が適正に行われ、今後100年、200年も資源として活用していけるという。

この国の発想と経験を参考に、以下4点について伺います。

(1) 森林マイスター制度に学び、民有林の維持管理の考え方、システムづくりを10年ぐらいの期間を見て取り組む必要があるのではないのでしょうか。

(2) 木材をCLT（クロス・ラミネイティド・ティンバー）というのだそうですが、直角に張り合わせた板、集成材）に加工する工程から販売まで、それこそオール十勝、オール北海道で具体化できるように我が町から発信していくことはできないのでしょうか。

(3) オーストリアのヴィントハーガー社では、何の木でつくられたかを自動で判断する完全燃焼に近いペレットボイラーを完成させているといます。販売価格も石油ボイラーとかわらないところまで来ていると。ペレットは、石油のようにタンクローリーで使用家庭に運ばれ、生産から販売、流通、回収まで制度化されているという。足寄でもこのような取り組みを加速化できないのでしょうか。

(4) 4年に1度、オーストリアの里山を丸ごと展示場として開かれている林業機械展示会、オーストロフォーマというのだそうで

すけれども、そこに足寄から派遣して(1)から(3)までの具体化のプロセス・ヒントをつかんでくる取り組みはできないでしょうか。

以上であります。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 田利議員の地域循環型経済の取り組みについての一般質問にお答えをいたします。

本町は、広大な行政面積を有した中山間地域であり、一見不利に思える条件の中から資源として利用可能なものを発掘し活用することで地域振興を図るため、平成13年度に足寄町地域新エネルギービジョン及び木質バイオマス資源活用促進ビジョンを策定しており、また、平成22年度には足寄町バイオマスタウン構想を策定し、地域資源エネルギーを活用し循環型の経済を具現化する取り組みを目指しております。

特に、基幹産業である林業・林産業や農畜産業から排出されるバイオマス資源、豊富な日照を生かした太陽光、温泉熱などが有望視されたことから、これまでも木質ペレットや家畜バイオマスガス等のバイオマス燃料製造、太陽光発電の導入などを図ってまいりました。

質問の1の(1)につきましては、調査・把握することが困難ではありますが、町の公共施設に限って申し上げますと、種類ごとの量及び金額については、平成27年度の実績といたしまして、電気の消費量は466万キロワットアワーで、金額は約1億3,000万円、化石燃料の消費量につきましては、LPガスは6,912立方、灯油は約25万リットル、車輛用のガソリンは約2万8,000リットル、車輛用軽油は13万2,000リットル、A重油は65万4,000リットルで、化石燃料の合計金額は約7,200万円となり、年間総額2億200万円となっております。

なお、再生可能エネルギーである木質ペレットは340トン消費されており、金額と

しては1,700万円となっております。

質問の1の(2)につきましては、公共施設でしかお答えできませんが、木質ペレット以外は全て町外からの購入となっております。

質問の1の(3)につきましては、公共施設は先ほど答弁した内容となっておりますが、それ以外の種類ごとの地域別、業種別の使用量と金額については調査把握することが困難であることから、回答することができませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、質問2の(1)につきましては、河川等を利用した発電の障壁といたしましては3点考えられます。

1点目は、小水力発電は水量と流速によるものであり、当町の河川においては自己完結型の需給システムをつくるのが簡単ではないことから技術的障壁、2点目は設備投資・維持管理等も含めた経済的障壁、3点目は法定障壁として水利権があります。

質問の2の(2)につきましては、再生可能エネルギー電力の固定価格買取、これはFIT制度であります。これが平成24年度に施行され、全国的に導入手続等が比較的容易な太陽光発電に偏っていることから、現在、送電網の確保が必要となっており、大きな障壁となっております。

質問の2の(3)につきましては、法的な条件を整えることができれば可能ですが、耕作地での農作物の生育等に与える影響や農作業の効率・採算性等を考えた場合、本町での太陽光発電設備を設置することについては難しいと考えております。

質問2の(4)につきましては、現在、数戸の生産者を中心に家畜ふん尿処理施設として集約型のバイオガスプラントの建設を計画しております。

バイオガスをエネルギーとして有効活用するとともに、消化液を肥料として農地に還元し、資源循環型の農業を構築するための施設として活用しようとするものであり、バイオ

ガスプラントはさまざまなすぐれた機能を有するといわれておりますが、一方では、一般的な課題として建設費が高いこと、また、集約型プラントであるがゆえに管理運営等の調整など地域に合った仕組みをつくらなければならないことなどがあり、現在、足寄町農業協同組合、各関係者等と協議を進めているところでございます。

また、本町を含む十勝管内19市町村は、バイオマス産業都市、十勝地区の認定を国から受けており、本制度を活用し来年度の予算獲得に向けて関係機関への働きかけを行っております。

次に、質問の3の(1)につきましては、本町では民有林も含め、平成21年から平成31年までの10年間の期間で森林整備計画を樹立しており、内容等に変更が生じた場合は随時見直しを行いながら森林の維持管理及び資源の循環を図っております。

質問の3の(2)につきましては、木材のCLTの取り組みについては最近日本でも始まったばかりであり、実用化に向けて多額の設備投資がかかると言われております。

現在のところ、本町からCLTの使用に向けた発信については考えておりません。

しかし、本町ではCLTは使用していませんが、平成17年度から役場庁舎を木造で建築して以降、子どもセンターや小中学校等の公共施設においても率先して大断面集成材を使用した木造建築の普及を図ってきており、多くの視察者に御紹介をしているところであります。

今後、ますます各地において木造建築が普及されることを期待しているところであります。

質問の3の(3)につきましては、本町を初めとして十勝管内の数市町村がペレットストーブ等の導入補助金を実施しております。

本町のペレットストーブ導入は、平成17年から現在まで一般家庭と公共施設を合わせて109件となっております。

各家庭に配送できる状況になるためには、

まだまだ普及していかなければ実現化は難しいと考えております。

質問の3の(4)について、オーストリアと日本では地形的な条件、環境等が異なると思われますので、現在のところ本町として具体的な取り組みについて考えておりませんので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長(吉田敏男君) 7番田利議員、再質問を許します。

○7番(田利正文君) 再質問に入るわけですが、今回の私のテーマは、地域循環型の経済を目指す取り組みの中でエネルギーの分野でそれを具体化できないかということが一つ。

その取り組みの中で雇用の場を生み出すことができないかというふうに考えたわけであります。

それで、今回質問するに当たり、私なりに調べた現時点での到達点といたしますか、知り得た知識の到達点といたしますか、それを述べた上で改めて町長の見解を伺いたいというふうに思います。

まず、一つ目ですが、なぜ地域循環型のエネルギーをつくる取り組みが必要なのかということの大前提の話になるのだと思いますけれども、数十万年の人類の歴史の中で、産業革命以来、化石燃料を使い急激な発展を遂げてきたということは事実であります。

しかし、その化石燃料はそんなに遠くない時期にいずれなくなるときが来る。これも事実だと思えます。そして、地球環境を破壊してきたというふうに思います。

これは、ちょっとこことは関係ないのかもしれませんが、後の話に触れていくのでちょっと触れておきますが、およそ20年前に登場したインターネットが加速度的に発展して情報通信のIT革命、人類史上第3の革命といわれているのだそうですけれども、さらに進化しています。

パソコン、液晶テレビ、携帯電話などは普

及すればするほど性能が上がり、コストが下がっていく、事実、学習効果があるのだそうです。

原発は逆に、技術が進めば進むほどコストは高くなる技術忘却曲線を描くのだということでもありますけれども。

地域循環型エネルギーあるいは再生可能エネルギー、自然エネルギーともいいますが、これらについては、人類史上第4の革命といわれているそうでもあります。地域小規模分散型技術として急速に発展しています。

これも普及が進めば進むほど、先ほどのペレットストーブではありませんけれども、コストがだんだん下がってくるというのが現実であります。

それで、太陽光発電では建築材料との一体化が進み、ゼロエネルギー住宅あるいはエネルギープラス住宅などのエネルギー分野と建築分野での融合が進みつつあります。

例えば、電気料金よりも自分の家の屋根につけた太陽光パネル発電のほうが安いとなれば、発電・送電・売電を担う電力会社がなくなる時期が来るかもしれません。

アメリカの最大手発電会社NRCは、こうした時代の変化を見越して屋根置き式の太陽光発電に巨額の投資をしているそうでもあります。

士幌農協が実際に農家で発電した電気を買って士幌農協の事務所や店舗に使うという報道も道新でありました。

大きな視点で見れば、エネルギーの地産地消という方向プラス地域小規模分散型で行かざるを得ない時期に来ているのだというふうに私は思いますが、この辺の町長の見解を伺いたいと思います。

○議長(吉田敏男君) 答弁、町長。

○町長(安久津勝彦君) お答えをいたします。

まず、化石燃料につきましては議員仰せのとおりだというふうに思っております。

そのことも含めて我が町で何ができるのかということもあって、これは民間の異業種の

方々が酒飲みから始まって今のペレット工場をつくって木質ペレットを生産をしているということでございます。

また、あわせて環境問題でいきますと、当然、化石燃料を燃やしていけばCO₂の問題がありますから、これも我が町はいち早く道内の四つの市町村と手を結んで環境省が進めているJ-VER制度、この取り組みもしているところでございます。

それから、後段の自然エネルギー、太陽光発電も含めて、あるいは士幌農協の例もお話がありました。

太陽光発電につきましては、私どももいち早く一般家庭の太陽光導入について補助制度もつくっております。

ただ、まだまだ設備費が高いということもあって、今現在も一定の予算を組んで助成制度はつくっていますけれども、なかなか全戸の屋根になんていうことにはほど遠いということでもあります。

これ、私の私見も含めてでありますけれども、やっぱりとりわけ電気あるいはそのエネルギー関係、やっぱり国策と大きくかかわっているということです。

国も、先ほどの答弁の中にもちょっと触れましたけれども、FIT制度、要するに買い取り制度というものをつくりました。

この中身たるや、これ私はすばらしい制度だというふうに思っているのですが、これは東京で行われた会議の場でも発言をさせていただいていますけれども、私は国は無責任ではないのかという話をさせていただいています。どういうことかと言いますと、例えば、FIT制度で買い取りするのは各電力会社に買い取りすれといっているのです。これはもう義務化ですよ。

これは、当初、太陽光発電はスタート時点はたしか42円ですかね。今現在は相当落ちていきますけれども。どういう現象が起きたかという、やっぱり金を持っている企業がメガソーラーということでもどんどんやってしまったのです。

今、例えば、足寄で足寄の方が、例えば民間事業者の方がやりたいといったときには、現状どうなっているかという、北電はもうおなかいっぱいですよと言っているのです。もうこれ以上ちょっと受け入れできませんという。こういうことも現実ぶつかっているわけです。

もう一つあるのは、これは後ほどのバイオガス発電の関係もこれも同じFIT制度にあるのですけれども、少しずつ国のやり方も変わってきているのですけれども、今ことしの4月から売電については自由化ということになっていますけれども、発電と送電、今現状は一体なのです。

今の再質までは詳しく答えますが、今、具体的に話を進めているのは芽登地区で集約型のバイオガスプラントをつくりたいといっているのですが、問題は発電したやつをつなぐ線がないというのです。既存の線ではとってでもではないけれども受け入れできません。新たに送電線を設置しなければいけません。

これ、正式にはこれから申請して、ではどのくらいお金がかかるのかという相談に入るのでありますが、つかみでお話を聞いている段階では1億円を超える設備が必要ですよ、ということもいわれているのです。

もう一ついいますと、四十数円で買い取りをしている。これ、国がお金出しているかという、出していません。消費者の方に行っているのです。電気料金の請求が来たらありますよね。太陽光とか何とか書いてあったのかな。ですから、要は、消費者の方が全部負担しているということになるのです。

ですから、国も余りというかお金出していませんし、もっといえば、電力会社も損していないのです。そういう問題もあるよということでもあります。

それと、もう一つ、ついでですから言いますと、今、木質、これを使った発電所、道内で今既に江別、これもう火つきました。発電開始しています。それから、北見紋別、ここ

でももう火つきましたかね。これまた、大規模な発電所なのです。

私は、これバイオマス、木質の発電所をやりたいなという思いもあったのですが、これ木を燃やして発電するわけですから、今まで聞いている中では江別も紋別も年間25万立方の木材というか木を使う。

このコンセプトは、現地で投げられている無料の木材を使ってということなのですが、現実、それだけ確保できるのかというと、ちょっと私は懐疑的です。

うちの町もやりたいなと思って担当者とも話したのですが、木は燃やせばなくなってしまうよ。まかり間違えば、よほどのしっかりした計画を立てていかないと、はげ山続出になりかねないかという、そういう危惧もしております。

もうちょっと説明させていただきますと、苫小牧でも大型の木質発電を計画されています。それから、白糠でもという情報もいただいています。江別では王子製紙さんがやっているのですが、王子製紙の北海道の支店長さんと会議で一緒になることありますから、どうですかとお話聞くと、やはり原料の調達はなかなか困難といいますか、そういうお話を聞いております。

ここは、道森連も含めて、あるいは国有林も含めて原料確保には全面協力しますよとは言っていますが、本当にそれぞれの施設がフル稼働したときにどういう現象が起きるのかというのは極めて心配をしているということでございます。

それから、士幌農協さんの例でいきますと、これは士幌農協はバイオガスプラント、個別型のプラントをやっているのですが、そこで発電したものを農協が買い取って自分の施設も含めて、それから売電、これは先ほど申し上げた、4月から売電の自由化になっていますから、そのことを指しているのだろうというふうに思いますけれども、ここは実は私も非常に興味を示しているところでございます。

ただ、やっぱり事業化をするということはやっぱり採算の問題が出てきますから、これはなかなかよほどの詳しい方、もっと言えば専門家にもいろいろ御指導をいただかなければ簡単なことではないなというふうに思っています。

本当に、先ほど、国の政策と言いましたけれども、そこら辺をやっぱり理想の形というのは、私も地域にある資源を使って、自分たちで地産地消ではないですが、そういう形ができ上がれば一番いいのかなと、そんな思いはしています。

足寄町にも家畜のふん尿がありますし、豊富な太陽光もありますし、それから豊富な森林も持っているということですから、将来的には実現可能ではないというふうには思っていますけれども、それにはやっぱり国が大きな考え方を示していただかないと、まち単独でというのは極めて難しいのかなと、調査・研究は引き続きやっていきたいなと、こんなふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） 今の町長の答弁を伺いまして、私が今問題提起していることについては大差ないというふうに理解したのですが、よろしいでしょうか。

その中で、ここまで来るとどこから話しているかわからなくなるのですが、町長が今言われたのは、国の政策があつてなかなか我が町単独でできないという話がありました。私が調べた範囲の中では、逆なのです。逆というのは、小さい村、小さい自治体から自分たちのできるところは何かということから始めて、そして人が集まってきた議論をして、具体化をして発電会社をつくるか、あるいは風力発電をつくるかということをやってきて成功させて。それをまたどんどん広がって行って日本でいえば、道に広がって行って、国に広がっていくと、そしてここでいえば建築基準法が見直されて、ここでいうCLTが建築基準法上は、オーストリアでは

8階までオーケーだそうですから、8階までオーケーになるとかというふうに国がぱっと動くというふうになるのだと。

もちろん、日本の場合はそこまでなっていませんから、動いていないということなのでしょうけれども、そういうことがあるのだというふうに思うのです。それで、ちょっとどこからいっていいのかわからなくなって。

1点目で、なぜ足寄町内で消費されているエネルギーの量だとか金額を聞いたのかということなのですから、今金額出たのは町で使っているやつだけですよね。だけでも億単位ですよ。その億単位が、もし町内のエネルギー、町内の資源を使ってエネルギーをつくり出すことができ、それを町内で使えば、それなくなりますよね。簡単にいえば、単純なことといえば。そういうことなのです。

そのことをやるために、例えばの話ですけども、足寄町で今使っている、ここで示された金額の電力をつくり出す、あるいはエネルギーをつくり出す場合にどのぐらいのどういう障壁があるかということを知りたいのです。

例えば、限定します。足寄役場あるいは町民センターだけで使っている電気に絞って、そこで使われている電気を太陽光パネルでつくる場合にはどのぐらいの例えばここに金がかかるからできないと、こういう技術があるからできないとかいろいろな障壁があると思うのです。その辺の障壁というのは、もし具体的にわかればちょっと教えてほしいなというふうに思いますけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 具体的な試算をしたことはありませんからお答えすることはできませんけれども、一時検討をしたのは、役場の庁舎の屋根、あるいは、あの駐車場ありますよね。ここにパネルを設置しようかということを検討をしたことはありますけれども、これはやっぱり設備する、投資する金額と、これは詳細な設計はしていませんけれども、前副町長はそういった建築屋さんでした

から一定の知識もあったのですけれども、これをペイする、元を取るには、ちょっと見えませんねと。だから、実際のその検討に入る以前で、それは断念しようということで。

当然、そのときも国の補助制度ということも頭に入れながらの検討だったのですが、ちょっとそこでは光が見えてこなかったものですから、これはちょっとやめようということで。町の施設でいけば、中学校にパネルを設置しています。

これは、採算性の問題ではなくて、やっぱり子供たちに太陽光パネルでこういう発電ができて、中学校で使っている電力のこれぐらいの量はこれでまかなっているのですよという、そういう教材用に設置をしているということで、町として公共的に設置をしている事例もございませんので、御理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） 2点目ですけども、小水力発電のところで、水量と流速、それから自己完結型の需給システムをつくるのが簡単ではないという技術的な障壁があると。

これをもう少し細かくわかりやすく説明いただけたらと思うのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 経済課長です。

まず、河川の量としての水力発電なのですけれども、水量と流速という言葉なのですけれども、要は落差です。

わかりやすくいえば、ダムを想像していただければわかるかなと思うのですけれども、基本的には足寄町の河川というのは、一部流速の速いところもあるのですけれども、やはりまだなだらかだということ。

要は、落差があることによってエネルギーを起こせると。その仕組みづくりに対して地形的に厳しいということと。あと、今おっしゃっている中での需給システムという自己完結というのは、まず例えば、先ほど田利議員がおっしゃっているように、足寄川でいけ

旭町で自己完結型にできる仕組みがきちんと立つかどうかというのは、これ調査してみないとわかりませんが、そういったことが中にはあります。

当然のように、次につながってくるのですが、経済性だとかそういったことが観点、比例してきますので、まず最初に言っているこの河川というのは、まずは今言っているように落差、これがないと発電できないということで御理解していただければありがたいなと思っています。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） その落差の件ですけども、詳細にはわかりませんが、6メートルあればだめなのでしょうか。

例えばの話です。中足寄のあたりから旭町まで引っ張ってきたときには6メートルの落差があると。その6メートルの落差で落とす水で水車を回すということはできないのかということなのですけども。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 大変申しわけないです。

今言っているように、距離が長いとそれだけのエネルギーを保つだけの力を持ってませんので、単純なことを言ってしまうと、一気にどんと落ちるような形でなければ、いわゆる賄えるだけの発電量には達しないということ。

恐らく、言っていることは、確かに距離は長い落差があるから発電を起こせるのではないかということではないかなと思うのですが、それは地形的だとか条件的にできないということで御理解できないかなと。

今言っているように、そもそもが詳しい調査というのはいちどもしていません。

ただ、一般的な小水力発電の手法によっては、今言っているように、落差がきちんと保たなければならないということがありますので、そういうことで御理解願いたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） これはちょっと古いのですけれども、川西農協の水力発電がまだ現在も生きているのです。これ、私見てきたのです。

ここ、確かに人工のダムというのでしょうか、何でしょうか、水をとめるコンクリをしてこっち側に水路を引っ張ってきて、そして落差をつくっているのです。

例えばの話です。具体的に実証していませんからわからないのかもしれないですけども、中足寄のもっと上のほうからずっと水路を引っ張ってきて旭町のあたりで落とすといったときにはそれなりの量があって回せるのではないかと、単純に素人だから思ったのです。そういうことを聞きたいなと思ったのです。

これを見た場合には、そんなに太いのではないのです。かなり昔のやつだと思うのですけれども。水路の幅がこのぐらいでしょうか。ぐらいの幅の中でずっと流れてきている。

それで、これ何でしょうかね。会社名が右から書いていますからすごい古い会社の発電機を使っているのですけれども、それでも起こせていると言っていましたので。そんなことがあっているのが一つと。

それから、今は落差でこうやって落とさなくても流れがあれば回せるスクリー型のやつもあるというふうになっていますよね。そんなやつを使うことができれば、わざわざ金をかけてずっと水路を引っ張ってこなくても、そのスクリー型のやつでやることのできるのではないだろうか。

富良野の麓郷で、あれを道でやっているのでしょうか。道で実証試験をやっているのですけれども。

そんなのを含めて、検討をされていなければ答弁できないですよ、という思いがあったものですから聞いてみたのですけれども。

もし、わかれば。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをします。

発電をする目的、どこで消費をさせるのか、これでも全然変わってしまうと思うのです。

本当に少量の水、流量、それから落差。要は、どこで使うかです。例えば、小さな小屋のぼやっともる電気でいいのだというのであれば、それは可能だというふうに思います。ただ、一般的に、話のベースとして、田利議員がどういう主旨であれなのかわかりませんが、少なくとも地域で循環させる、地域で地産地消ということであれば、一定の発電量がなかったら無理ということですから。ですから、先ほども太陽光発電の話もありました。屋根に上げるやつは、まずは自分のところのやつはまかないましよう、余った分は北電さんに買ってもらいましよう、こういう仕組みですよ。

ですから、そのベースをどこから議論するかで全然変わってしまうというふうに思います。発電自体は、多少であればどんなことでもできると思います。風力だとか大きいやつをつけなくたって、小さなやつで微量であれば十分できるのだというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） 今、町長、小さいのと言いましたけれども、私があえてここで仮定しているのは、それで地名を挙げたのですけれども、旭町地域全体で使う電球だとか、それでは無理だということですね。

わかりました。これはそこに置いておきます。無理な話をこれ以上議論してもしようがないですから。

二つ目ですけれども、2番目の二つ目です。（2）です。

同じことを太陽光パネルでやる場合も、今町長が言われた点で不可能だということになるのでしょうか。もちろんこれも実証されていなければわかりませんが。

例えば、旭町地域で使うエネルギーを旭町にある各家庭の屋根にパネルを乗せて、もちろん、それなりに議論された結果ですよ。された結果、そういうふうにしなければ無理ですけれども。例えば、町がやりなさいというわけにいかないわけですから、そういう議論なり取り組む主体ができた上での話ですけれども、そういうことが可能かどうかということなのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 可能は可能なのです。

問題は、これだけ太陽光発電が全国的にぶわっと広がったというのは何かといいますと、先ほどから答弁しているとおり、FIT制度ができたということなのです。通常の電力会社が一般の消費者に売っている金額よりも高く買い取れという国のあれですから。そういう制度ですから。もうかるからどんどん広がったのです。

これ、どうやってもかないません。その買い取り制度がなかったら。やっぱり一番安いのは、私どもの地区でいけば北電さんから買うのが一番安いのです。それを乗り越えられるようなことというのは、やっぱりそれは経済性の問題は度外視して、採算の問題は度外視して環境の問題だとか地産地消だとかという崇高な目標、それで必要な財源はもう投入してもいいのだよという判断になるとすれば、それは可能です。

もうそこに尽きるというふうに思っています。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） そう言われると、身もふたもないという感じがするのですけれども。

全国のいろいろなところの自治体のエネルギー100パーセントを実現している自治体がありますよね。ここであえてごちゃごちゃ言うこともないと思うのですけれども。

例えば、一つだけ。稚内で電気のだけです。宗谷岬のところからずっと高さ60メー

トル、羽が30メートルというやつをだっと並べているのですけれども。それと、太陽光パネル。これも氷点下17度で一番電気が起きると、そして凍りついたパネルのやつはパネルがこう動くようになっているのだそうです。傾けると多少の電気が発生するので、解けて雪が落ちると。パネルから。というようなところまでなっているのだそうですけれども。

確認したのです。私が調べたときには、まだ70パーセントだと言っていました。稚内市で使う電力の。ところが、今は90パーセントだそうです。そして、今もう議会議会を通過しているのかどうか、そこまで聞きませんでしたけれども、新しく増設する計画があるのだそうです。これができるのと100パーセント超になると言っていました。電気です。そういうふうにして、やればできるのだなという思いがあったものですから。

もう一つは、上士幌のほうからずっと下りてきますよね。そうしたら、里見が丘のところにとまって、ドライブインのおうちがちょっとあるところですが、あの辺にとまって足寄の街を見下ろすと。こんなふうにした方がいらっしゃるのです。各家庭の屋根がいっぱい空いていますよね。公共施設の屋根が空いていると。いや、ここに太陽光発電の資源がいっぱいあるなと言ったそうなのですけれども。

だから、それをどうやって実現するのかというのは、私自身は技術屋でもないし何ともないから、こうやってやればこういうふうになってとは言えないのですけれども、そんなふうにした人がいました。なるほどなと思ったのです。

それを聞いて思ったのは、琵琶湖のほうでお日様、何ファンドだったかなとって、各家庭につけるのはその会社でつけると。そして、それはいますよと。町長が言われた買い取り制度ができてからの話ですから、買い取りをもらった上で5年すれば、個人の屋根につけたやつのパネルの元は取れると。あ

とは個人のものになるというのです。それまでは、工事全部を含めて一切切切その民間でみんなで作った電力会社が各家庭の屋根にパネルを設置をするというのをやるというところもあるのです。

だから、そういうやり方もあるのだなというふう思ったものですから、足寄でもそういうことができないかというふうに思って伺いました。今のところは、ちょっと今できないということでしたので、先に進みたいと思います。

もう一つは、2の3ですけれども、ソーラーシェアリングのやつですけれども、これも私自身が実際これ見て来られませんでしたし、遠いのです。実証しているところが。富山県なのです。あと千葉県なのです。だから、そこまでなかなか、先ほどの高橋健一さんではありませんけれども、行ってこられませんでしたので、見られないものですから。写真だけは見られるのですけれども、だから本当に、例えば郊南の畑作地帯であれを建ててトラクターが行きかうことがきちんとできるのか、問題ないのかというところはちょっと自信がなかったのです。それで聞いてみたのです。

論文ではというか、写真では、遮光率を33パーセントにして、つまり光が何ぼどんどん光りが当たっても、食物は必要ないのがあるわけで、できるわけです。その分を、いわば太陽光パネルのほうでもらって発電を起す。1対2の割合だというふうに言っていました。

それで実際に実証をして成功をしているのだそうですけれども、それが大型機械を使っているのかどうかというのがちょっとわからなかったのです。写真にも論文にも載っていませんでした。そんなことがあります。

それから、バイオマスエネルギーセンターの取り組みですけれども、まだうまくいっているという段階ではないのですよね。簡単に一言でいってしまえば。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 今現在、計画を進めているバイオマスについては順調というか、各関係機関と協議を進めて現在進めております。

協議を進めているということです。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） バイオマスエネルギーセンターの導入・性能調査（概要版）があるのですけれども、その後ろにこうやって書いてあるのです。

事業化の体制に向けて、事業協議会の結成が必要だと。それから、二つ目が利用組合の結成が必要だと。それから、だれが事業主体となるか、それから借り入れは可能かなどの事業計画。もうこちらは得意だから、既にやられていると思うのですけれども、問題はその事業協議会あるいは利用組合のほうだと思うのです。それから、だれが事業主体になるかということの、いわば民間の人たちの意思確認とかいうところが大事になると思うのです。そこがうまくいっているところは進むのだと思うのです。

というのは、私が今回の質問のために調べたのですけれども、環境エネルギー制作研究所というところがありまして、4人の博士がつくっている、中心になっているところなのですけれども、その中につくり方の項目があるのです。例えば、こういう人が、人材が必要だ、こういう人材が必要だ、そのためにこういうふうなやり方が必要だと。その中にあるのと同じことをここに書かれてありましたから、わかっているのだと。足寄町でも。

だとしたら、そこのところで、きちんとうまく進めないと、逆にいえば失敗することもあるし成功することもあるよというふうに思ったものですから、あえてそこを聞いてみたのです。それで、29年度ということですから、その辺は大丈夫だというふうにいいたほうがいいか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 今の議員がお示し

になったのは、可能性調査の結果であります。

実は、中断をしておりました。

何かというと、先ほどもちょっと触れました、送電網の関係があつて、莫大な費用がかかるということも含めてそのことが一つと、それとあと、設置場所がなかなか二転三転をしていた。

それから、想定しているのは集中型のバイオマスプラントですから、参加農家です。参加農家が最終的に何戸になるのかということも含めて、なかなか詰まらなくて一時こうあつたのですけれども、ここに来て、参加農家、現段階では3戸ということになっていきます。

そして、ここには町も積極的に今かかわっております。

参考までに申し上げますと、今の生ごみは今うちの町は3町で銀河クリーンセンターで埋め立てをしております。この処分場が、延長をしてきていたのですけれども、30年度で受け入れ満杯になるということでもありますから、町も積極的にかかわっている一つの大きな理由の一つとして、この生ごみをふん尿処理のバイオガスプラントと一緒に投入をして処理することができないかと。

基本的な考え方は、埋立処分が終了した場合については十勝の環境組合に加入をしてそっちにという当初からの計画ではあつたのですが、足寄からセンターまでという相当な距離があつて輸送費も相当かさむぞなんていうこともあつて。これもちょっと経済的な比較もあるのですけれども。まだまだ結論は出していませんけれども、そのことも視野に入れながら町も積極的にかかわってバイオガスプラントを何とか成功をさせたいなという、そんな思いで着々と関係機関が集まって。何々協議会なんていう固苦しいことはやっていませんけれども、これは民間の方も含めて協議を今どんどん進めているということで。目標としているのは、来年のこのバイオマス作業都市の認定を受けていますから、

このルートで何とか補助金をいただいて建設できないかということで、今、詰めの作業をしていると。

これはもちろん、だれが建てるのかも含めて、あるいは建てた後、誰がそれを運転していくのですかと、それからもっと言えば、できた液をどうやってまくのですかと、そういう重要な部分の詰めの段階だということでもあります。

この間、議会でも私の考え方、お話を一定程度させていただいてはいますが、これが建設に当たっては町としても最大限の支援をしていきたいなど、こんなふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 時間になりましたので、昼食のため1時まで休憩をいたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

ここで、町長より、答弁の補足があるようでありますので、それを許したいと思いません。

町長、答弁。

○町長（安久津勝彦君） 先ほどの田利議員のバイオガスの関係の答弁の中で、今、銀河クリーンセンターの埋立処分のところ、これは生ごみとちょっと。生ごみも埋立処分しているように取られるような答弁をしてしまいましたので。生ごみは堆肥化をしているということですので。

埋立処分場がいっぱいになるから、3町でやっている銀河クリーンセンターのあり方自体がもうあそこがおしまいになるということもあって、生ごみの処理もあわせて十勝の環境複合事務組合のほうに移行するのかどうかという、その判断に迫られているという、そういう意味でございますので。

補足をさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） 間違いがなければ、

2番の4番からだと思うのですけれども。

先ほど、町長の答弁で参加する農家が3件しかないというふうに言われました。

私が心配することではないのかもしれませんが、それで採算が合うのかどうかというのが問題と、それから参加しない理由は、素人が考えるのですから多分費用のことだろうと思うのですけれども、そんなことも含めて、所有権ですとか、それから費用です。費用は参加者がどのくらい負担するのかとか、あるいは出た便益というのでしょうか、利益というのでしょうか。それは、地域にきちんと還元されるのかということについてちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 今の大筋と申しますか、まだ公表できる段階にありませんけれども、大枠でのこういう方向でという話は進んでいるということでございます。

その大枠の中で、当然、建設主体をしっかりと決める。それから、実際に、先ほども答弁したとおり、プラントを運営する。これは今のところ、新会社を立ち上げようというような、そういう流れになってございます。

それから、もう一つあるのがFITに乗るための発電の部門。これは、実は発電部門、売電する分については国の補助事業の対象外ということになるのです。ですから、その部分は自まかないでやらなくてはいけないということですから、これは別の会社でやるのか、先ほど申し上げた、運営会社もそれを含めてやるのかという、そういう今最終の細かい詰めに入っているというようなことでございます。

参加農家については3件ということなのですけれども、いずれもフリーストール農家ということで、社外については、当初は12戸ぐらいで話を進めていたのですけれども、社外については今緊急性というか、そういった部分を代謝等で切りかえ補修をしながらふん尿処理をしているということもありますから、やっぱり一番何を期待しているのはやっ

ぱりフリーストール農家ということですから、ここの3件については何としてもやりたい、やらなければいけないということも含めてあるということです。

とりわけ、社外の農家の関係の方については、やっぱり1頭当たりの当然ふん尿の処理料というのがかかるわけですから、そこの兼ね合いも含めて。

なかなか、処理頭数をまずは確定しないことには、そのプラントの建設費が幾らかかるかということも含めて詰みきれないものですから、そういう中で、スタート時点では3戸のフリーストール農家と。

今現在、ちょっと試算をしているのは大体1,000頭規模の処理能力のあるプラントということで今着々と協議を進めていると、こんな状況でございます。

そこで出た利益が、では参加者に還元されるのかというと、そういう仕組みにはならないだろうというふうに思っています。

ここの一番のあれというのは、やっぱりFITに乗れるか乗れないかで、その処理費の関係についても大きく変わってくるのかなと、そんな思いもしていますので、これは本当に細かなところ、これは専門家の御意見もいただきながら、もっといえばプラントメーカーの参考意見ももらいながら、さらには先進地、十勝管内でも結構積極的に取り組んでいるところもありますから、いろいろなところでの情報収集もこれまでもしていますし、これからもしながら最終の詰めをやっていきたいと、こんな段階でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） わかりました。

素人の私がこれ以上言うことはないのだと思うのですけれども、一つだけ例を挙げさせてもらおうと思うのですけれども、デンマークです。

1980年ごろ、大型の火力発電所10基だけだったそうです。それが今は数千基の風力発電、あるいは今やろうとしているやつで

す。そういうやつなんかが出て、しかも所有は大半がエネルギー共同組合あるいはエネルギー生協などだそうです。

それで、世界風力エネルギー協会によって三つの原則が決められているのだそうです。

これもちょっと言うておきますが、一つは、地域の主要な関係者がそのエネルギーの事業の大半もしくは全てを所有していること。それから、二つ目は地域のコミュニティはその自然エネルギー事業の意思決定に当たって過半数以上の投票権を持っていること。だから、芽登でいえば、芽登の半分という意味ですよ。それから、その自然エネルギー事業からの社会的・経済的な便益のほとんどまたは全てを地域に配分されることというこの3点が原則だというふうになっているのですけれども。

それで、なぜそういうふうにデンマークの先進国がエネルギー生協やエネルギー共同組合などになっているのかということなのですけれども、こういうふう書いてあります。協同組合にしたほうが利害関係をきちんと調整をしやすいというふうにいるのです。合意形成をやる上に、協同組合のほうがきちんとそれをやりやすいと。

それから、もう一つは、協同組合としてその地域に新しい価値を創出するのだということ。地域の中でこういう資源があるのだということ、地域を見直すいい機会になるということです。それを事業化していくことによって、協同組合はそういうまとめる力を持っているというのです。

そして、もう一ついいことは、出した人は、例えばの話です。今は違うでしょうけれども、大きな農家が1,000万円出したとか、片や10万円しか出さないとかということも含めて、そうではなくて、大きく出そうと小さく出そうと、一人1票だというふうにです。決議は。そういうふうにされて運営していくので、ある意味ではすごくフェアだということらしいのです。

そんなことがあるので、デンマークもそう

ですし、ドイツもそうですし、イタリアもそうでしょうけれども、こういうふうにしてエネルギー生協、エネルギー協同組合が伸びていったのだというふうに書かれておりました。

それで、最後で今度は3番目に入りますけれども、最後のところで一つだけちょっと紹介しておきたいのですけれども。

これもデンマークなのですけれども、サムソ島という小さな島があるのです。その島でデンマークの政府が島で100パーセント、エネルギーを自給できるところを募集したのだそうです。たまたま四つの島が応募して、ここだけ当たったらしいのですけれども、それが1995年だそうですけれども。

最初は、放牧酪農の佐藤さんが言っていたみたいに、農協からも反対されてそんなものできるわけがないのではないかと言われたというようなことも言っていましたよね。だけれども、ここもそうですね。奇人扱いされたそうです。この小さな島で100パーセントのエネルギーができるわけがないのかと。ところが、実際には、自分たちで金を出し合って風力発電をつくって、それから稲わらというのか何を、麦稈を堆肥化する、熱で。それで熱をとるだとかというようなことも含めて100パーセント実現をしたそうです。それが一つ。

もう一つは、同じくミドルグルンデン洋上発電所って世界で初めて海の上に風力発電所をつくったのですけれども、これも最初はコペンハーゲンの市民の皆さんからの物すごい異論が出たのだそうです。ばかなことをするなど。歴史的景観があるところ、壊れるではないかというようなことですごい出たのだそうですけれども、何度も何度も議論をして、多分1年だか2年かかったそうですけれども、議論をする中で未来から振り返ったときに自分たちが世界の環境エネルギー問題を解決するための先頭に立ったことを示す遺産を置いておく必要があるということで合意したということです。

それで、歴史的な景観と現代的なコペンハーゲンの都市を両方きちんと調和するような方向で議論を重ねて、そしてやっとできたのが今の風力発電所だということです。

それに、先ほど言った、環境エネルギー制作研究所なんかも絡んでいるのです。サムソ島も含めてですけれども。そんなこともありますので、ぜひ参考になるかどうかわかりません。参考になれば、していただきたいと思います。

それで、3番目の1のほうに入っていきます。

森林マイスター制度、足寄町のこれに載っていましたが、フォレスター育成プログラムというの、44ページの一番下に載っているのです。

これがどんなふうに機能しているのか、あるいは考えられていたのか、いるのかということを知りたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） その資料は今の何というやつですか。今出したの。（発言する者あり）

タウン構想。

答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 議員のおっしゃる、フォレスターというか森林管理官ですよ。

それについては、足寄町ではいません。

ただし、十勝管内含めて数人はいるということは確認しております。いわゆる振興局の森林室の方だとか、あとは森林に従事している方だとか、そういう方が取得をしている方はおりますけれども、本町としてはいません。

しかし、施業プランナーの方は足寄町で1名おります。現状はそういうことです。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） 私はオーストリアの森林マイスター制度なんかをまねてといたらちょっと言葉悪いですけれども、考えて、足寄あるいは十勝で森林マイスター制度を取

れる仕組みなんかをつくる必要があるのではないのかなというふうに思ったものですから、ここに3の(1)に書いたのですけれども、システムづくりを10年ぐらいの期間を見て考える必要があるのではないかというふうに提起したのです。

田畑保さんという方が書いた本の中に、足寄の、いわばこれですね。これを紹介しているのです。その方がこの中で、その中で、農家戸数、林業戸数ですね。当時、2014年当時でしょうけれども、林業戸数で213、そのうち家族経営が186と書いてあるのです。

つまり、私が言いたいのは、この林業戸数の186に当たるところ、民有林です。

オーストリアでは、親から子供が山を受け取ったときにこのフォレスターの資格を取ると。取って、そして山を管理するというシステムになっているのだそうです。

もちろん、法律でもそうなっているのだそうです。いないと管理できないと。

そして、森林を持つ以上は、きちんと管理をしなければだめだというふうに義務づけられているというのがあるのです。

ところが、日本は多分そうでないのだと思うのです。

それで、足寄町の民有林の管理をどうするかということが一番問われるのだと思うのですけれども、そのときにこの制度をつくることができないのかなと。

そう簡単にいかないということはわかっていますよ。だから、10年単位でというふうに思ったのですけれども。

そんなことが、ここに44ページにはフォレスターの育成プログラムと書いてあるから、そのことも足寄町の中で頭の中にあって、そしてそういうことも構想もあったのかなと思ったのです。ところが、今聞いたらちょっと違うようですよ。

それは、国の制度でやっているのです。それから、それはもちろんそうなのですけれども、それを足寄町の例えば民有林の、もっと

いえば民有林でも大きいところを受け持った方が必ずその制度を取るというような、もっといえば条例が必要だということでしょうか。いうようなところまでいくのかもしれないけれども、その辺のところをちょっとお聞きしたいなと思いますけれども。

○議長(吉田敏男君) 答弁、町長。

○町長(安久津勝彦君) 基本的には、公益的・多面的機能を果たしている森林ではありませんけれども、しかし、日本では私有財産ということでそれぞれが個人の財産として持っているということでもありますから、基本的には切るのも自由、売るのも自由ということですから、しかし、そのまま何もしないでいたらげ山になって水どうするのですか、空気どうするのですかという、そういう問題があるということで、国の中で、あるいは北海道の中で、それぞれ法律あるいはその計画を立てようやということも含めていろいろ法整備なんかも進んできて、こことやっぱり連動をしながらやっていかざるを得ないという、こういうのがこれは現実だというふうに思っています。

特に、条例で制定するというのも全く不可能ではないというふうに思っていますけれども、しかし、そういう義務づけをする、要するに、財産にかかわる制限をするというのは極めてよほどの気運といいますか、意識の高まりがないと、それはつくっても絵に描いた餅になってしまう、何の強制力もないということだというふうに思っています。

そういう中であつては、先ほどの答弁でもお答えしたとおり、森林整備計画ということ、これは国、道と各自自治体とつながっているわけですから、そういう中で一定の制限をする場合については届出をしたりだとか、あるいは植林はどうするのですかとだとか、そういう決まりを決めて合意形成が図られるような、ある意味緩やかならちょっと語弊あるかもしれませんが、実現可能な、対応可能な形で森林計画・整備も進んでいるということでもありますから。そういう中

にあっても、現実は無立木の山林もあるという事です。

これは、御案内のとおり、特に地元の所有者というのはそんなにはいらっしやらないというふうに思っていますけれども、特に相続財産なんかも含めて、切って売ればお金になるわけですから、特に地元に住んでいない方で何年もはげ山になっているところというのは、御案内のとおり議会の御理解もいただきながら、毎年少ない面積でありますけれども、目標は20ヘクタールずつぐらい公有林化していこうということで町有林化していくと。

そんな取り組みもしているということでございますので、御理解賜りたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） 現状はわかりました。

ただ、何というのでしょうか。長い考えでやらないと、やっぱり対応できないということですね、町長の答弁を聞いていますとね。

私有財産であって民有林だから、その民有林を持っている方の意識、認識が変わらない限りはなかなか難しいということですね。

オーストリアの場合、それが法律で決められているのです。森林を持つ以上は、自分できちんと管理をしなさいと、管理をできないやつは持つなど、簡単にいえばそういうことなのです。

そのために、先ほど国のだと言いましたけれども、ここも国立なのです。国の機関で林業研修センターというのがあって、そこを出ないと森林官、フォレスターになれないし、森林マイスターにもなれないのです。

それで、私が前に言っている民有林の場合は森林マイスターでいいのだと思うのです。

その場合は、その研修所に入ったら何から仕込まれるかといったら、チェーンソーの安全な扱い方から仕込まれるのだそうです。

もちろんそれだけではなくて、どうやってほかの木をきずつけないように倒すかだとか、あるいは伐採の方法だとか、大型機械の使い方まで林業に関するあらゆる技術、それから植物の生育の問題、それから林業の経営の問題まで、あるいは販売まで含めてです。そういったことまですごい高度な技術と知識をそこで身につけて初めて資格を取るのだそうです。

したがって、その結果何ができたかというのですけれど、三つあるというのです。一つは、まず何よりも林業労働者の作業環境がすごくよくなったというのです。林業に携わる人、必ず教育を受けるわけですから、義務づけられているわけですから、学ぶ機会がふえて安全に対する林業労働者の意識が丸つきり変わったということです。それが一つです。

それから、二つ目が山を所有する森林農家が、森林及び林業というのがきちんとお金になるということが認識するようになったと。つまり、先ほど、町長が言われた私有財産であるからこちらから口は出せないと言いましたけれども、そういう山を持っている人たちの認識がずっと変わり始めたということなのです。だから、先ほど、私言いましたように10年ぐらいの単位が必要だと言ったのですけれども、そういうことだと思うのですけれども。それから、山をきちんと手入れすることによって、お金になるということも林業所有者の方が学んだと。

最後なのですけれども、林業の仕事の中身が大きく変わったというのです。つまり、先ほど最後の質問でありますけれども、オーストリアの里山でやっている林業研修会ですね。4年に1回だったかな、やっている。日本からも100人ほど行っているそうですけれども。物すごい機械が入っています。

町長の答弁では、オーストリアと足寄は違うと言っていましたけれども、似ているのだそうです。山の形、急勾配だとかそういう関係です。

それで、オーストリアで使っている機械が

日本でも使えるらしいのです。

何かそれで日本の林業メーカーの人たちを含めて100人近くは毎回は毎回行っているのですけれども、そんなことになっているのです。そういう意味で、働く人の気持ちが変わってきた、それから林業の労働の中身が変わってきたと。

まず、林業労働者が、若い人たちが、まずスタイルから違うのだそうです。ちゃんと制服ができているらしいのです。格好いいのだそうです。若い人がどんどん応募してくるといふようになってきているらしいのです。そこまで持ってくるには、やっぱり数十年かかるだろうなというふうに思ったのです。

それで、町長の答弁はよくわかるのですけれども、そんなことでやる必要があるのかなというふうに思った次第です。

1点目です。これについては、さらに答弁ないですよ。

2点目のCLTですけれども、これも中標津空港まで行って見てきました。これと同じやつです。集積材です。中標津空港の全部できたやつね。だけれども、これとはちょっと違うのですね、CLTのやつは。

それで、町長が先ほどの答弁ですごい経費もかかるしと言われました。それで、ここで紹介したいのは、だれだったかな。岡山県の銘建工業ってあるのです。従業員が200名ほどです。年間25万立方メートルの木材を加工すると。真庭市で最大の、西日本でも最大規模の製材業者だそうです。社長は中島浩一郎さんといいます。

まだ1997年、電力の買い取り制度がないときに敷地内にバイオマスプラント、発電施設をつくってしまったのです。そして、当時、その製材工場でおがくずが年間4万トンあったのだそうです。それを燃料にして電気を起こすと。その電気は工場で使うと。そして、買い取り制度ができてからは、夜の分は売電すると。それで、合計で4億円浮いているそうです。

もう既にその発電施設は全部減価償却終

わっていますから、毎年4億円浮くというふうになったそうです。

それだけではなくて、ロシアでこういう木材を使った工場ができるだとか、オーストリアでこういうことがあるとかといったら、まず出かけるのだそうです。現地を見なければだめだというので。行くときに社長一人で行かないのだそうです。必ず自分の会社の若い職員を連れて行くらしいのです。

将来、自分の会社だけではなくて日本の木材業者を、業界をどうするかということを考えて人材を育てる意味で若い人を連れて行くらしいのです。

そういった社風にあこがれて東京の一流大額を出た若い人たちがここに入社を求めて来るのだそうです。それも、男ではないですよ。女性が来るというのです。採用担当者が、いや、大卒の東京生まれの若い女性が来て、中国山地のこの山奥で一人暮らしできるのだろうか心配になるほどだということです。それから、欧州の視察団が結構来るのだそうです。年間500人来るそうです。国内外含めて。この銘建工業にです。

そういうふうにしてやっています、もちろん、社長、この先読んでいまして、このCLTの工場も自分の敷地内につくってしまいました。1,500万円だそうです。

それをつくって、国がやっている耐震研修所、そこに持ち込んで、わざわざ柔らかいといわれている杉の木でCLTをつくって、そして3階建てをつくって、それに荷重をかけて実際には5階建てだというふうにして耐震構造でやったそうです。検査を。そうしたら、日本の建築基準法でいう震度6弱には十分耐えきったそうです。

それから、部屋に1室に物を入れて燃やすと、それも耐火も耐えきったそうです。というふうにしてやっているそうです。

ただ、今は日本の建築基準法の関係があって、そこでどんどんCLTでここで銘建工場をつくったからといって売れるものではないというふうになっていますけれども。

ただ、農林大臣だかの特別許可があれば、その限りではないというのが1項目あって、建てられるのだそうです。ということで、やっています。

それで、私が言いたいのは、この前、私ら議員団のところに帯広市長に来ていただいて1時間ばかりオール十勝についての取り組みについてお話ししてもらったのです。そのときに、私、全部覚えていないのです。印象に残った1点だけあるのですけれども、どうやって発信するかだと市長は言うのです。

例えばと、十勝のキャンプ場が指定されたのですね、国から。唯一指定されたのだそうです。そのときに、帯広市長の米沢が、俺がこうやって言ったからだってだれも来ないよなど。だけど、キャンプメーカーの何とかと私知りませんが、有名なキャンプメーカーがあるらしいのです。

テント張るときに打つテグがありますよね。僕らなんかは知らないからそこら辺行って買ってきます。イオンなんかで買ってきたら、打ったら曲がるのです。それが曲がらないのだそうです。石があれば石を割ってでも入っていくようなテグがあるらしいのです。

そういうキャンプメーカーの社長が十勝のキャンプ場はいいよと言ネットで言ったらわっと来るのだというのです。そういう発信の仕方があるのだよというのです。だから、そこをやっぱり考えなければだめだというのです。それで、川西農協の芋の話もしていましたけれども、そんなこともありましたので。

ここでいう役場の庁舎をつくっている集成材とちょっと違うのですけれども、こういうふうに互い違いになっている集成材ですけれども、これを足寄から発信していくということができないだろうか。

今すぐやるなんて当然町長は答弁できないでしょうけれども、検討課題に入れてもらえないかという気がするのです。

そして、発信して行って、足寄だけでは無理だと。それはそうでしょう。工場つくるの

にだって金かかりますからね。

そうしたら、地北3町ではどうなのかと。だめなら、オール十勝どうだと。だめなら、オール北海道どうだというふうにして、どんどんやっていく必要があるのかなという思いがありまして。

まずは、先にエネルギーではないですけども、小さいところから小規模・多機能というやり方と同じだと思うのですけれども、小さいところからまず取り組みを具体化して発信していくことが必要だというふうに思うのです。

そういうことができないか、改めてもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

これは、もう国がまさしくCLT、直行型の木材の活用、これは国がもう法律改正までしてやるということでもあります。

これは、この話が出たときには私も極めて興味を示しまして、実は、御案内のとおり、足寄町には芽登にカラマツの佐藤さんの小中経営木の工場があります。

社長とお会いしたときに、CLT工場どうだという話もさせていただきました。お話の中にもあったとおり、これは工場をつくってもとてつもない設備費がかかるということで、私どもの企業のレベルではとてもできません。

まさしく今国の中で進んでいるのは、銘建工業です。真庭市の。これはもう既につくっています。

建築基準法が改正されて4月から施行ということですが、まだまだ実際には進んでいない。

今、道内ではたしか北見市にモデルの建物一つ建ったぐらいです。ですから、こんなCLTを使った建物というのはこれからどんどん普及していくのだらうというふうに思っています。

とりわけ、国内における森林資源の活用と

ということで、木材の受給率、この間ちょっと出ていましたけれども、まだ30パーセントっていないぐらいです。

国がつくった計画では、受給率50パーセントまでしたいということもあって、そしてその中の一つで4年前になりますか、法律1本つくったのです。これは、民主党政権時代でしたけれども。

私は、このことを盾にしていろいろお願いもしたりしているのですけれども、要は、この法律というのは、公共建築物については低層化をして国産材を使えと。こういう法律が1本出ているのです。

我が町では、この役場庁舎を皮切りに、ともかく木造、とりわけカラマツにこだわろうということで取り組みを進めています。

現実には、建築費高いですよ。RCよりも。それでも、議会の御理解もいただきながら、足寄町は森林の町だからということで。

もう既に人工林なんていうのは、これはもう北海道全体も含めてもう伐期に来ているわけですから。これは成長した木は使わなければいけないわけですから。

そういうことも含めて、まず当面の目標の受給率50パーセントまでどう高めていくのかということでもずっとお願いもしてきているのですが、この高上がりな木造の部分、これ基金制度もあって補助制度もあったのですけれども、この制度がどんどん縮まってしまって適用になるような補助制度になりきっていないということも含めて、機会あるごとにもかく国産材、もっと言えば木造の建物をふやすべきだということで発信はしているのですけれども、なかなかそういう状況にはないなど、こんなふうに思っています。

CLTの関係については、足寄あるいは十勝から発信といっても、これは何を発信するのかということもあるのでしょうか、ともかく私は今の中では、ともかく建物については木造でいいよということも含めてどんどん言っていきたいなというふうに思っています。

CLTについては、まだまだ技術的にも含めてまだまだ実証されていない部分もたくさんありますし、やっとなの工場ができあがったという段階ですから、これから本格化するのだろうというふうに思っています。

そういう意味では、地元にもっといえば十勝に工場できる条件があるのかというと、残念ながら、現時点ではゼロだなというふうに私は思っています。残念なことですけども。

これまた、全国に乱立してもこれ仕方がないことでありますから。これまた、こんなことを言ったらしかられるかもしれませんが、少なくともこのCLTを推進しようとしているのは国、林野庁がもう一生懸命やっています。そこはもう私も木の活用ということでいけば全く異論はないことでありますから。

ただ、構造材を僕はこの集成材で十分だなというふうに思っています。CLTはもう本当に壁から何から全部ですから。そんなこともあるのですけれども。

ですから、今の現状の中では足寄が発信の地というのは、これはもう現実的には無理だなというふうに私は思っているということでございますので、御理解いただきたいというふうに思っています。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） わかりました。

足寄では無理なら十勝とまで言いたいところなのですが、やめておきます。

十勝全体の力を合わせて十勝に1工場くらいあってもいいのではなかという思いがあるのですけれども、そこでCLTをつくって管内の住宅メーカーと協力して個人の住宅を建てるなんてことも可能ではないかなと勝手に思っているのですけれども、素人の考えですからその域は出ませんけれども。

3番の3にいきます。

ペレットボイラー、外田組さんでやっているのを見せてもらいましたけれども、オーストリアのここで書いてある会社が燃焼率、そ

れから二酸化炭素の排出率、それから残渣です。ほとんど出ないようにするところまで完成しているというのです。それはそれでいいだろうと。

問題は、買うほうにすれば値段ですよ。値段が石油ストーブを買うとすれば30万円ぐらいの値段で買えれば、ペレットストーブが買えるだろうと。ただし、私が住んでいるようなぼろ家では使いものにならないというようになりますけれども。

新築する方あるいはリフォームされたところで買うには可能だと思うのですけれども、そういった取り組みがまだ続けられているのかどうかをちょっと聞きたいと思うのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） ペレットストーブの導入補助金ということで平成17年度から町のほうですしております。

現在のところなのですけれども、実は灯油価格との差になってきたのではないかなと思うのと、あとは個人住宅の建築等の減少ということも中にはあるのかなということでは、昨年度についての木質ペレットストーブの導入はゼロ件です。

前年度、26年度については3件ということで、17年から27年までの一般住宅に導入されているのは79件という形で、補助金についてもまだ継続してございます。

本年もまだ件数としてはまだゼロ件という状況であります。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） 機械のほうの構造上の進化の取り組みについてはどうなのでしょう。そこもお聞きしたいのですが。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 機械の性能ということだと思っておりますけれども、当初に比べたら技術も進歩しております。

当初は、購入メーカーも若干ちょっと限られていたと思うのですけれども、現状につき

ましては、性能も強化されているということもお聞きしておりますし、価格も導入時に比べたら、先ほど議員がおっしゃっているようにカロリー的な問題もあると思うのですけれども、価格面もおおむねというか約5万円から10万円ぐらい落ちているというふうな話を聞いております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） わかりました。

今の件をちょっと補足しておきますと、私が調べた範囲では、ちょっと足寄ではまだ、町長から答弁あったように、不可能ですけれども。

これはオーストリアのある小さな町の話ですけれども、タンクローリーありますよね。石油のタンクローリー。あれでペレットを積んでいくのだそうです。そして、新築した家庭の地下にペレットボイラーが置いてあるのだそうです。入り口にふたを開けて、そこにローリーが行ってホースを差してがっつと入ると。そして、もう一つの口から中に溜まった灰を吸い取るということを同時にやってくるって町を回って帰ってくるというシステムができていますのだそうです。

だから、そうなってくると、ストーブではなくてボイラーなのですね。そのボイラー1個あると、ペレットボイラーで家の中の暖房と、それからお風呂だとか煮炊きも全部できるようになるということのようなのですけれども。

そうなるとうまいなと思ったのですけれども、ちょっとまだ時間があるなと思っているところです。

最後ですけれども、4年に1度、オーストリアの里山で開かれる展示場実際に業者でもいいですし、市の自然エネルギーの担当者でも構わないのですけれども、一人行って見るのも一案ではないかなと私は思っているのです。

俺に行っていえば、私よろこんで行きますというのだけれども、そうはならない

でしょうから、あれなのですけれども。

行ってみて、今これまでお話したような1から3にかかることについて、現地ではなしてそうできたのかと。

つまり、町長がさっき言われた集まっている人たちのコミュニケーションをどうやって図るか、そしてどうやって合意を得られたのかってことだって物すごい重要なことですよ。

そのこのところもやっぱり学んでくる必要があるのではないかなというふうに思いがあるのですよね。

それができて初めていろいろなエネルギーの問題についても解決していくのかなという思いがありまして、最後にそのこのところをもうちょっとお聞きしたいのですけれども。

もう一つ、これも御紹介しておこうと思うのです。

これは道新ですけれども、木でつくるセルロースナノファイバーって、鉄よりも強くて軽いという繊維がもう既にできていて、今使われているのはボールペンですとかパソコンの表面だとか液晶テレビの表面だとかに使うやつが使われているそうですけれども、これも使うこと可能でしょうし。

それから、牛の飼料にシラカバの材料を使っている。これも多分、道新だと思うのですけれども、これ北見で具体化しているそうです。足寄にもシラカバがいっぱいありますから、そんなこともいろいろと具体化すると可能ではないかという思いがあります。

最後になりますが、4点目のところについて一度御答弁を聞いておきたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まず、オーストリアの派遣というのは、これはもう全く考えておりません。今のところ。

あと、いろいろな形の中で林業関係、そのほかの部分もそうでありますけれども、例え

ば、今林業の関係についても専門家の井脇さんもいますけれども、足寄の山でも構成の機械が導入されているところもありますし、そういった部分というのはいろいろな関係機関、団体、もっといえば北海道も含めて実際に現地まで来て作業をしながら、確認をしながら、いいね、これは使い勝手いいぞ何とかということはまだ頻繁に行われています、それは。

ですから、私どもの職員も機会があればそういうものには参加もさせております。ただ、オーストリアまではちょっと難しいなと思っているのですけれども。

いずれにしても、とにかく森林というのはやっぱり、とりわけ足寄の地に暮らす者として足寄の森林というのはやっぱり子々孫々まで伝え、つなげていかなければいけない資源だというふうに思っていますので、これはもう森林の重要性なんていうのはもう今さら私が言うまでもなく十分御理解いただいているというふうに思っていますから。

ですから、それはもう常に行政の役割として勉強するものは勉強し、情報発信するものは情報発信していく。

そして、とりわけ民有林の要であります、森林組合との連携、そしていろいろ山に関する関係業者さんもたくさんいらっしゃいますから、そこら辺とも連携をしながら足寄の山づくりにこれからも励んでいきたいというふうに思っていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） わかりました。

今の町長を伺いまして、それから最初の答弁も含めて、私が提起したこととずれてはいないということを確認できましたので、よかったなというふうに思っております。

最後になりますが、再生可能エネルギーに力を入れることは、地域経済にもプラスになるということだと思います。

それから、エネルギー100パーセントを自給するということは地産地消型のエネル

ギーシステムと地域循環型の地域経済を目指すという町長が言っていることにもつながっていくだろうというふうに、私は思っています。

そんなことも今回確認できたといったらえらそうにと怒られますけれども、ではないだろうかという思いを持って発言を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） これをもちまして、7番田利正文君の一般質問を終えます。

次に、1番熊澤芳潔君。

○1番（熊澤芳潔君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

質問事項でございますけれども、観光振興（里見が丘公園の整備について）。

質問の内容でございますけれども、足寄町第6時総合計画基本構想及び基本計画（平成27年度から平成36年度）が策定され、本町の目指すまちづくりが進められているが、観光振興の中で自然と親しみ楽しむことができる里見が丘公園を中心とした本町の豊かな自然景観を生かした「見て、遊び、体験できる滞在型観光」の環境を整備していくとされていますが、次の点についてお聞きしたい。

一つ、里見が丘公園再整備基本計画策定（平成27年度から平成31年度、5年間で約10億円の計画）の内容と、約10億円に対する費用対効果はどのように考えるのか。

二つ、公園の「見て、遊び」の見ての中心となる芝桜が重要な位置づけとなると思うが、今日までの植栽、また、管理（マニュアル）についてどのように進めているのか。

3、公園整備の内容によっては、滝上、東藻琴に続く芝桜公園を目指しているのか。

芝桜公園を目指していないのであれば、年間を通して花を鑑賞できるフラワー公園等として整備を考えることはできないのか。

以上、3点について町長の所見をお伺いいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 熊澤議員の観光振興（里見が丘公園の整備について）の一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の里見が丘公園再整備基本計画の内容につきましては、平成27年度第1回定例会において行政報告をさせていただいているところでありますが、基本計画では里見が丘公園及び出合いの森を含めた115ヘクタールを計画区域として大きく四つのゾーンを再整備エリアとしており、一つ目は遊戯ゾーンとして足湯を休憩施設の中心に置き、各年齢層の子供たちが利用できる遊具整備を行い、子供からお年寄りまでが一緒に楽しめる憩いの場を整備をいたします。

二つ目は、スポーツゾーンとして、老朽化した野球場の修繕やクラブハウスの更新など運動施設の整備を行います。

三つ目は、交流ゾーンとして滞在型の観光施設を目的に、コテージを備えたオートキャンプ場やイベント広場の整備を行い、町民はもとより、町外からの観光客にも利用いただけるような施設整備を行います。

最後に、出合いの森ゾーンでは、ジョギングコースや、花や野鳥などの自然観察が楽しめる散策路整備など、貴重な自然資源を最大限に活用することを主眼に置いた整備を行います。

費用対効果につきましては、老朽化施設の修繕、更新、再配置による利便性の向上、交流ゾーン等の整備による町外利用者の増加に伴う経済効果や雇用の場の創出を期待しているところでございます。

2点目の芝桜の植栽の経過につきましては、平成7年度から2年間で芝桜3万6,000株の植栽や園路、展望台広場などを整備してきました。

整備後は、毎年4月から10月にかけて除草及び施肥等を行いながら維持管理に努めてまいりました。

平成14年から20年ごろにかけては、多くの観光客からもきれいな芝桜であるとの評判

も受けておりましたが、平成23年にコガネムシの幼虫が大発生したことにより、芝桜の根の食害が起き、植栽から16年が経過したことによる株の老朽化も重なり、芝桜の生育状況も衰え、部分的にすき間や色あせ、さらには一部枯れている区域が目立つようになりました。

このような状況から、平成25年度から2年かけて地面露出部分が多い下段部の約1,000平方メートルについて土壌改良や客土、肥料施肥を行い、芝桜約4,000株を植栽し、あわせて上段部にも株の補充を行いながら里見が丘公園際整備に先駆けて進めてきたところであります。

管理方法については、平成24年度に今後の維持管理の参考とするために、北海道内でも有名な東藻琴芝桜公園を視察し、除草剤を使用しない人の手による除草作業、花が咲き終わった時期での肥料散布や増殖を促すため上刈り作業を行うことを委託業務の仕様書に定めて作業を行っております。

東藻琴からは、芝桜が定着するまでには通常で3年から5年程度必要と言われており、足寄町の場合は北斜面で日当たりが悪いことから、植栽した株が成長し満開になるまでには通常以上の年月が必要との指摘もいただいております。

3点目ですが、滝上、東藻琴に続くことを目指す考えは持っておりませんし、年間を通じて花を観賞できる公園整備も考えておりません。

本町市街地の玄関口でもあり、適切な維持管理を通じて現区域の中で引き続き景観保全に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、熊澤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

1番熊澤議員。

○1番（熊澤芳潔君） 今回の質問の主旨でございますけれども、事業の内容につきましては、総合計画なり再整備計画、それから実

施計画と進んでいくことから異論はございませんけれども、今日までの傾向を見まして心配の部分がありましたので、一般質問とさせていただきます。

先ほど、高橋議員に対してネイパルやら遊歩道、キャンプ場のことが回答いただきましたので、特に私の場合は芝桜を中心としたこととお聞きをしたいと思っております。

まず、芝桜につきましては、先ほど町長から御答弁あったように、ある年数以上は経っていますけれども、その当初ごろはインターネット配信等も含めて非常に、先ほど町長が言ったとおり、すばらしい芝桜ですねと言われてきましたけれども、その間、東藻琴とはなっていたわけでございますけれども、今日では残念ながら残念な姿になっているのかなという気がいたします。

そこで、1番目に入りますけれども、整備計画を立てた時点での利用者数、そして計画は何人を見込んで計画を立てたのかお聞きします。

何か聞きますと、里見が丘公園の駐車場には、利用については自衛隊の方も昼夜利用しているそうでございますけれども、全体の人数はどのぐらいを見込んであったのか。

それと、芝桜だけの部分だけでは5年間でどれだけの経費を見込んでおられるのか、わかたらお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（阿部智一君） お答えをいたします。

芝桜公園の前の駐車場のことかと思いますが、整備前、整備後の台数等については測定といたしますか、換算をさせていただきますので、今現在、年間を通して何台の利用があるかということについては、大変申しわけないのですが、お答えをできるような状況にないということで御理解をいただければというふうに思っております。

それから、芝桜に係る整備の費用の関係だと思いますが、町長の答弁の中にもございましたとおり、平成7年から整備を始め、ある

いは途中25年・6年にも整備をしてございますが、芝桜本体もさることながら、あの斜面に残る園路ですとか、あるいは上段の展望台の整備等も行っておりますし、御案内のとおり、25年には展望台等が老朽化をして危険だということもございますので、その再整備ということも実施をしてございますので、平成7年から平成26年まで引くくめて整備に費やした費用としては約1億6,000万円ほどの費用をかけて整備をしてございます。

なお、そのほかに、これは平成22年度からの資料しかちょっと手元にないのですが、大体年間、年度によっても若干違いますけれども、200万円ないし400万円の費用をかけていわゆる除草等の維持管理を進めてきているということでございます。

○議長（吉田敏男君） 1番熊澤議員。

○1番（熊澤芳潔君） わかりました。

人数的にちょっとお聞きしたかったのですけれども。

先ほど、町長から東藻琴なり、それからフラワー公園は目指さないということでございましたけれども、私は個人的な考えとしてはやはり公園ということになりますと、やはり花壇だとかそういったものがあって初めてほっとするのか癒やしなのか、そういった形ではあるべきなのかなというように思いますけれども。

人数的にはわかりませんが、恐らく相当の数の人数が駐車も含めて寄っているのかなという気がいたしますので。

ロコミだとか、内容によっては滝上だとか東藻琴だとか匹敵するような公園ができるのではないかなと、私は期待しておりますけれども、そういったことができないということでございますので。

もう一度、町長、全く花壇だとかそういった今の芝桜については現状そのまま維持をしますよという考え方には間違いはないですね。お聞きします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（阿部智一君） お答えをいたします。

まず、町長のほうからも答弁ありましてとおり、滝上あるいは東藻琴に続く云々という部分については、一つとしては、これは平成24年に東藻琴のほうにお邪魔をしていろいろ指導をしていただいたところでございますが、東藻琴の芝桜の面積というのは10ヘクタールほどあるのです。

我が町の芝桜、6,600平米という面積的なものもございまして、やはりそこに続くというのは、もう少し面積的にも広い面積を確保した上でないとなかなか難しいのかなというのが一つありますし。

議員も十分御承知のことと思いますけれども、やっぱり芝桜の生育上、やはり重要な部分というのはやっぱり日が当たるか当たらないか、それから風通しがいいかどうかというのが大変貴重な条件になってまいります。

町長の答弁の中にもありましてとおり、残念なことに、本町の芝桜公園については北向きということで、やはり十分な日を浴びることができないという、それが発育が通常新しく株を植えても3年ないし5年ぐらいいはきれいになるものが、なかなか花開かないというような状況につながってきているのかなというふうにも考えておりますし。

そういうことから、なかなか滝上さん、あるいは東藻琴さんに続くという考え方には立てないということでございます。

それから、後段のでは違った花を毎年通してということでございますが、ただいま申したとおり、土壌もさほどよくないと。

芝桜については、それほど土壌がよくなくても十分発育する多年草でございますけれども、ではこれにかわる他の花を植えるということになると、やはり土壌改良等々から始めていかなければならないということに当然なってまいりますので、そうしますと、また相当数の費用負担も生じてくるということでございますし、再三であれですけれども、過去には一度補植をしたものがやはり7年ない

し8年経過した段階で色鮮やかに咲いてきたという実績がございますので、私どもとしてはもう少し長い目で状況を見ながら進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 1番熊澤議員。

○1番（熊澤芳潔君） わかりました。

私はいろいろ個人的な考えですからあれだったのですけれども。

いずれにしても、先ほど言った傾斜なんかあたりは北側には店がこうあるわけですから、これから南側に向けて東側の駐車場を中心に南側に向けて植えていけば南側になっていくのではないかなという気もいたしますけれども、お金のことを言われますと私どうもなかなか答えにくいのですけれども、ただ、そういったことによってやるのであればやるのではないかなという。

面積、当然、火山灰地ということもございます。

東藻琴も火山灰地だったということがございますので、条件的には合っていますし、そういった意味では可能性はないわけではないということ。

それで、ちょっと申しわけないです。現状の芝桜を維持しながら進めていくということなのか、ちょっとそこら辺をちょっともう一度お願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（阿部智一君） 先ほど、お答えをしたとおり、現時点といたしましては、現区域の中でできる限りの管理をしながら進めていきたい、そのように考えているところでございます。

○議長（吉田敏男君） 1番熊澤議員。

○1番（熊澤芳潔君） それでは、そうしますと、先ほどマニュアルだとかいろいろ話があったわけでございますけれども、私ちょっと申しわけなかったのですけれども、管理についてちょっと聞いた経過もございまして、お話したいと思っておりますけれども。

東藻琴、先ほど町長もちょっと一部お話が

ございましたあたりは、管理などは8月から9月に防除をするようでございます。

これは、病気だとか雑草の除去などをするための防除と。そして、農薬につきましては、ちょっとどういう農薬をつくっているかわかりませんが、カペレンという農薬を使っていると。それから、10月から11月ごろにかけて石灰と肥料を、あの芝桜というのは肥料はいらないよということで、少々撒いていると。

そして、一番大変なのが草抜きだということだそうでございます。

先ほどありましたように、10ヘクタールあるわけでございますけれども、1年間で3人から5人で5周するようでございます。

また、スギナやなんか、それからいろいろな雑草が多いところは農薬の全面散布により根を枯らしてから植栽をするということをやっているようでございまして、今の足寄の実態を見ますと、本当に農薬の全面散布をしてから改めて新たな植栽をしなければならぬような状態ではないかなというふうに思っているわけでございますけれども、その点についてはどのように考えるかお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（阿部智一君） お答えをいたします。

先ほどもお話をさせていただきましたけれども、平成24年に前任の建設課長と、当時のここの管理の担当者が東藻琴のほうにお邪魔をして、東藻琴を管理しております、株式会社東藻琴芝桜公園管理公社さんのほうにお邪魔をさせていただいて、いろいろ東藻琴さんの維持管理の方法等々、指導をいただきましたわけですが。

管理の方法としては、今、議員がおっしゃったとおりの内容の御指導をいただいております。

まず、細かな話になりますが、肥料については、そのとき東藻琴さんのほうから御指導というか、使っている農薬というか肥料につ

いては、フルミックスという肥料を使っているということで、本町も肥料についてはこのフルミックスを使用しているわけですが、この施肥の時期については花が咲き終わった後によくぞ花が咲いてくれたという御褒美程度に肥料を施肥しているということで、御理解をいただきたいというふうに思いますし。

町長の答弁にもありましたとおり、より次年度への株の枝分けがスムーズにいくように上草刈りという言い方をしておりますが、根本から3センチないし5センチぐらいを刈り込んで株分けが順調にいくように、そういう作業も東藻琴さんのほうから指導を受けて実施をしてございます。

それから、当然、草取りについては人の手によって雑草等の処理をさせていただいているところでございますし。

それから、農薬等の散布については、現状私も実施をしておりませんが、東藻琴さんのほうで伺った話としては、当然、東藻琴さんも30年近く経過した株もあるということで、それを次年度あるスペース植えかえをするときに、そのときにその区域に一応除草剤等を撒いてということでの除草剤の使用はしているということで伺っておりまして、本町については今のところそういう区域もございませんので、除草剤等については使用していないという形で、24年以降勉強させてもらったことを参考に維持管理をしているということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 1番熊澤議員。

○1番（熊澤芳潔君） わかりました。

ただ、私は素人なものですから、見る限りのことをちょっとお話しさせて。細かいことでちょっと申しわけないのですけれども。

現状はやっぱりミグサだとかいろいろな種草だとかも全て生えているよと。そして、せつかく草を取っていただいている。取ったところを見えたのですけれども。たまたま中矢なものですから通り道にあって見ているのですから。そういった意味では、取っても

すぐ花と一緒に草も生えているというのが現状なものですから、東藻琴さんあたりのことも若干参考にしたほうがいいのかなどということがございます。

今、そういったことでお答えいただきましたので、ぜひあいつた草も徹底していきながらやらなかったらせつかくの芝桜もきれいに見られないことがございますのでお願いをしたいというふうに思います。

次に、芝桜の周辺の計画のことで、木のことだとか、それから公園の整備について、地区の方々からもアンケートもとっている計画を立てたと思いますけれども、内容についてちょっと地区の方の御意見がわかればお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（阿部智一君） お答えをいたします。

今回の里見が丘公園の再整備に当たっての計画づくりの中で、あそこといたらちょっとあれですけども、商店街の方からもいろいろな御意見をいただいたところでございますが、その中の主たる意見というものは、これは私どもの受けとめ方なのですが、公園の再整備という側面よりは、あそこの商店街をどうするかという、どちらかというところ側のウエートと申しますか、そちら側の内容が多かったような印象を受けているところでございまして。

それはそれとして、関係する担当部局のほうともできるのであれば公園の再整備と連動させながら進めていければいいのかなというふうにも考えてございます。

と申しますのは、先ほど、何回ものお話になりますけれども、やっぱりあの区域というのは市街地に入る玄関口ということでございますので、やっぱりいろいろな面で景観的な含めて美しい形になることに越したことはないわけでございますので、その辺も含めて今後どこまで取り組めるかはちょっと何ともいえませんが、できるだけ検討、取り組みはしていきたいなというふうに考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番熊澤議員。

○1番（熊澤芳潔君） はい、そのとおりだと思います。

商店街の活性化、お話がございましたと思います。

そういったことからいっても、救いといえは怒られますけれども、商店街の活性化のためにも現状のあの芝桜がきれいに見えることが商店街の活性につながりますし、足寄町の活性化につながるのかなと思ってございます。

そこで、木の関係なのですけれども、あそこへ行ってみてわかりますとおり、もう現在はそれこそ何年も経っているものですから、木が伸びまして、芝桜公園については国道から見ても、東側の駐車場から見ても、一部トイレからは見えるのですけれども、ほとんど見えないというぐらいに木が大きくなっている状態と。

それで、あの地区の方とお話する機会がございまして、お話しした中では、いや、せっかくの芝桜だから木が邪魔だよねということで裏の木を切ってやったということもお話がございました。

そういった意味で、その木の関係については、今お話も出たかどうかわかりませんが、そういった景観からもあの木が今現在、北側の商店街の皆さんの裏から東側の2件の裏、全て木がもう相当伸びてしまっていて今全然見えないと。芝桜が。

そういったことについては話があったのか、それとも計画がどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（阿部智一君） お答えをいたします。

まず、芝桜の生育に関しては、先ほどもお話ししたとおり、日当たり、それから風通しということが重要だというお話をさせていただいたわけですが、当然、枝等が生

い茂って芝桜の生えている場所への光の差し具合ですとか、あるいは風の通り具合を阻害するということであれば本末転倒ということになるわけでございますので、その辺は現地の状況を十分調査をして、必要に応じて対応をしていきたいなというふうに考えております。

それから、民地との境界にある樹木の関係でございますが、これも現地の方とも十分協議をさせていただいて、町の所有する樹木であれば民間に支障のないような形で簡単に処理はできるわけでございますが、民地の方の所有物ということになれば、当然、所有者の方の了解を得た上でなければ、極端に申しますと、枝1本を落とすこともできないということになりますので、その辺は十分所有者の方とも協議をしながら対処してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただければというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 1番熊澤議員。

○1番（熊澤芳潔君） ぜひそういった話もしながら進めていっていただきたいし。

そういった中で、現地の方とお話するとということもございまして、やはり景観だとか何とか気にしている方もいらっしゃる。

そうした中では、やはり思いきった発言、話も出まして、南側なんかは移転も含めてやることによって景観が非常にいいのではないかというようなことも積極的なお話もございましたし、そういった方法もございまして、ぜひもう少し地域の皆さんとお話ししながら、また地域の協力もいただきながら、もちろん、その木についてのいろいろ過去には自然の中の木を切ることについてはいろいろ私もいろいろな団体に入っていて、いろいろございました。

異論もございましたけれども、しかしながら、町のそういった意欲ですか。そういったものも見せながら、御協力いただきながら、せっかくの公園でございますので、そういったものを見られるような、せっかく駐車場できたら見られるというようなことも一つの足

寄町の活性化、口コミでございますので、なるのではないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それでは、最後でございますけれども、全体を通してせっかくお金をかける以上は費用対効果も考えながら将来に向けて町内外の間わず、町の活性化も含めて長く愛される素晴らしい公園にさせていただきたいと思っております。

最後に、町長の御所見をいただいて、簡単ではございましたけれども、終わりたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 里見が丘公園の再整備につきましては、基本構想まとまった段階でも議会にもお話ししているとおり、まずもって一つの町であれだけの素晴らしい町民の財産を持っている町なんていうのはないというふうに私は思っているのです。

ただ、これもお話ししているとおり、造成してからもう何十年と経過をしているわけですから、町民の財産として、より価値のあるものにしていきたいというふうに思っていますし、まさしくこの再整備をすることによって議員冒頭で言った、その費用対効果の部分、これは今まさに国が進めている地方創生、一つには観光の一つの拠点にもなり得るというふうに思っています。

ですから、既に議決いただいておりますけれども、28年度についてはまず入り口のところ、とりわけ小さな子供さんをターゲットにした部分で、まずは既に先行してやっています、足湯の屋根かけ、これ冬場の供用ということも視野に入れていきます。

ただ、全面ということにはなりませんけれども、縮小しながら冬場も使わせたいなというふうに思っていますし、それからその横にやっぱり子供に人気のあるふわふわドーム、これも設置をしたいという、そこを中心に今年度はやっていきたい。

臨時計画でいきますけれども、今キャンプ

場の奥にあります、バーベキューハウスも体育館の隣、今の木製遊具があるところ、そこに下ろしたいというふうに思っているのです。

すなわち、家族ぐるみでまず公園に行って焼き肉等で楽しめるし、子供はもうふわふわドーム含めて遊具も左側に入っていて、左側に固めますから、そして冬も、少し夏もそうですけれども、月山みたくなっていて自然の滑り台みたいな形でできるというようなことも考えていますから、とにかくまずは町民の皆さん方が家族ぐるみで楽しめる公園。

そして、子供が来るということは親も来ますから、これは町外のそういうところもこれはこれからPRをしていかなければいけないことでありますけれども、とにかく家族ぐるみで楽しめる公園だよと。

それから、アクセスも、今までは下とめていて分断されていましてけれど、これ下から全部上がれるように沿道整備しますから。

ここには、今青少年会館ある周辺、ここにビジターセンター、それからコテージなんかもつくりたいというふうに思っています。

ですから、コテージについては、これまた地方創生につながりますけれども、使いようによっては、時期によっては、移住のお試しのところにも活用できるかななんて、そんなことも視野に入れながら整備を進めていきたいというふうに思っていますし。

それから、よく今、冬もクロスカントリーということで自然を楽しみながら、そんな競技性ではなくてゆっくりということ。

これは、出合いの森の今の園路ありますから、これもきちんとぐるっと周遊できるような形で夏場は散策あるいはクロスカントリー、それから冬場はまさしく歩くスキーなんかも含めてできるようなということで。

いろいろな方々に集ってもらって、計画段階から集ってもらって、御意見をいただいて基本設計をしたわけですから、このとおりでき上がれば素晴らしい町民の財産になるというふうに思っていますので。

もちろん、それには国からの助成も必要になるという裏づけの財政的なこともしっかりと間違いのないような形で着実に整備を、しかもできるだけ早く完成に向けて進めたいというふうに思っていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） これにて、1番熊澤芳潔君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次回の会議は、6月16日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 2時19分 散会